

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会 議 年 月 日	令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）			
開 会	午前 9 時 58 分	閉 会	午後 3 時 4 分	
場 所	市役所本庁舎 7 階 第 1 委員会室			
出 席 委 員 (8 名)	委 員 長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一			
欠 席 委 員	なし			
委 員 外 議 員	中山 明保			
事 務 局 職 員	事 務 局 次 長 太田奈津美	主査兼議事係長 谷島 孝子		
出 席 説 明 員	【総務部】 総 務 部 長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 加藤 るつ 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職 員 課 長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 財 産 経 営 課 長 中村 和範 財産経営課課長補佐 中島 祥太 次長兼資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 市民税課課長補佐 大坪 宗臣 固定資産税課課長補佐 蜂谷 知哉 【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 北村 貴子 中央人権福祉センター所長 久野 明男 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 【危機管理部】 危 機 管 理 部 長 山川 泰成 危 機 管 理 課 長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 岸本 直章 【企画推進部】 企 画 推 進 部 長 渡邊 大輔 次長兼創生企画課長 上田 貴洋 創生企画課課長補佐 遠藤 幸二 秘 書 課 長 中川 直人 秘書課広報メディア室長 平田 政志 文 化 交 流 課 長 西田 茂樹 文化交流課課長補佐 入江 竜生 デジタル戦略課長 松田 仁史 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎			

	【市民生活部】 市民生活部長 藏増 祐子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 藤田 浩一 協働推進課参事 米田亜希子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 市民課長 田渕 康修 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 戸田 昭弘 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 【総合支所】 河原町総合支所長 山根ちはる 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 佐治町総合支所長 岡本 秀一 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 鹿野町総合支所長 小林 克己 鹿野町総合支所副支所長 西垣 拓二 【出納室】 会計管理者兼出納室長 山根康子郎 出納室室長補佐 山内 倫代 【市議会事務局】 事務局長 一村 泰志 事務局次長 太田奈津美
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前 9 時 58 分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程であります、まず、総務部・危機管理部の議案審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部、各種委員会等の順に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。本日、総務部・危機管理部につきましては、前回 6 月 17 日の総務企画委員会で御説明を申し上げました議案 5 件につきまして、審議のほうをお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会

の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。坂根委員。

◆坂根政代委員 事業別概要の17ページ上段、市政広報費について伺いたいと思います。

（「違うな、企画推進」と呼ぶ者あり）

◆坂根政代委員 ごめんなさい、間違えた。次でした。失礼しました。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか、質問。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 事業別概要書の13ページの上段なんですけども、人事関係事務費で、内閣府へ職員を2年間研修派遣っていうことだったんですけど、どういう職員さんを選ばれるんですかね。こういう国から、こういう依頼というか、オファーがあった場合に、年齢だとか、どういような方たちを選ぶのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。どういった職員をというお尋ねだったんですけども、先方から求められる職員っていうのもあるんですけども、大体採用してすぐの職員というのはなかなか難しいと思ってますので、それなりに経験を積んだ主任級であったり、係長級の職員というようなことが人選の中での基準としております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私これ、前に派遣をしたことがあるという、された側じゃなくて、したことがあるという元管理職だった方に、すごくこういう機会は、自分自身はいいと思ってるって言われて、それで、そういう機会が、そうしょっちゅうあるわけではないって言われたかな。だけど、本当にそんなことがあったら、もう行け行けって言って、自分は言ってたって言われてたんですよね。それで、実際に行かれた方も分かったので、ちょっとそのときの話を聞かせてもらったことあるんですけど、やっぱり、ここの鳥取市役所の中では経験できないことを経験されたり、あと、そのときにできた人脈というか、つながり、それがやっぱり今でもね、何か生きてるというか、今でもつながってるっていう話も聞きましたので、ぜひね、市持ちの費用が当然出てくるんですけども、こういう機会は、ぜひ最大限に活用していただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 まず、それに関連する話ですけれども、この間の説明では、派遣の分でいうと、消防特区の何とかかんとかっていうような説明受けたんだけど、違っとったかいな。それをもう一遍、それが1点。派遣先の、どういった業務をされるのか、そのことが1点と、それから、15ページの上段の鳥取市被災者支援迅速化システム構築事業費の中で、地方債、総合防災対策事業債、これの補助率を教えてください。

それから、もう一点、前のページです。総合防災対策事業費の中で、ここの事業概要の中の、ぼうさいこくたいへの出展ということで82万5,000円、これに、パネルかなんかでするんですけど、この出展の内容について教えてください。その3点です。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。まず、事業別概要書は13ページの、人事関係事務費の関係でのお尋ねについて御説明させていただきます。派遣先で、どういった業務をというところ

ろで、前回の説明で、ちょっと聞き取りにくかったかもしれませんが、総合特区ということでありまして。具体的には、特区制度というのが、全国一律の規制や制度っていうのが、地域の実情に合わない場合に、その規制とかですね、何ていうか、制度改革を行うというようなことで、モデル的な事業を、先駆的な事業を実施するというのを、地方と国が一緒になってやるというような事業でございます。今回、その担当になってる職員は、その担当エリアがあるみたいなんですけども、特定のエリアのその特区の推進を地方と一緒にやってやるということで、地方に出かけて、何ていうか、技術的な助言をしたりとか、一緒になって考えるというような担当だというふうに聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。私のほうには、2点御質問いただいております。15 ページ上段の鳥取市被災者支援迅速化システム構築事業費の財源の充当率ということです。これについては、10 万円単位という形にはなりますが、起債 100%充当で、70%が交付税措置されるものとなっております。

そして、もう一点、事業別概要 14 ページの上段の総合防災対策事業費の中の、ぼうさいこくたいの出展内容についてということです。予算要求額は 82 万 5,000 円というところですが、内容といたしましては、このぼうさいこくたいでは、国主催部分と、県が併催して開催する部分とございまして、それぞれ出展の申込みをしております。国主催部分については、ワークショップを希望を出しております、これは、内容といたしましては、消防とか警察、自衛隊、NHKなどと協力して、来場者参加型の楽しく学べる形での防災PR、また各団体、鳥取市も含めての活動紹介等というようなことを行いたいと思っております。これは、全国の応募ですので、出展の可否が決まるのは7月中旬ということですが、こちらを第1希望として出しております、国主催部分は、第2希望としてブース展示、これは、本当に展示だけでも、そういったものも第2希望として出しております。

また、県併催部分についても申込みをしております、これが、防災産業展示エリアというところがありまして、これが、いろんな防災に関する技術とか、そういったものを展示するところなんですけども、こちらに事業者のほうと協力して、本市の防災DXの取組などを、この場でパネル等を使って紹介をしたいというふうに思っております。

また、同じく県の併催部分に、市町村ごとに割り当てられる展示エリアというものがございます、こちらのほうには、鳥取市の紹介と、あと、鳥取市の防災の取組全般ですね、自主防災会連合会の取組であったり、消防団の取組であったりということを、こちらでもパネル展示を中心となりますが、行うように申込みをしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 防災対策事業債、これは分かりました。それで、さっきの初めの人事関係の予算の中で、総合特区に派遣ということですが、省庁に派遣をする職員っていうのが、これは、例えば鳥取市から、あるいは職員のほうから、中央研修、中央のほうに行きたいというような、そういった申出があつてするのか、あるいは、鳥取市の方針として派遣するのか、もしくは、いわゆる総務省なり、そちらのほうから、派遣を希望するところは手を挙げてくれと

か、どういう方法でこの派遣に至ったかということです。

それから、総合防災対策事業債、これについては、いわゆる、これ、たしか倉吉、中部だったですね、開催が。例えば倉吉で行うんだったら、鳥取から、なかなか行ける人っていうのは少ないんだけど、一般の市民とか、そういった方のほうにへのPRっていうかね、それはどういうふうにしていくのか。あるいは、我々は、議会でいうと、東部広域の行政管理組合の議会もあるわけですので、そういった関係の、いわゆる専門職でなくて、議員であったり、あるいは消防団っていうかな、それも一般の市民を含めてのPRとか、そういったものについては、どういう手だてをされるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。まず、人事関係事務費のお尋ねについてですが、まず、こういった派遣事業については、業務の分野によってなんですけど、担当課を通じて、省庁からの情報提供とか、紹介ということが一般的でございます。その上で、本市としても、その派遣の目的とか、業務内容とか、そのときの人員体制とかもありますけども、派遣によって得られる効果など、総合的に勘案をしまして、受けるかどうかということ判断しているものでございます。

実際に、こういった職員を行かせるかっていうところなんですけども、毎年、職員からは、希望調査のようなものも取ってはおりますが、必ずしも、そこと一致するとは限らなくて、こちらが行かせたい職員というのもあったりして、その辺は、総合的に調整しながら人選をしているということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。ぼうさいこくたいのPRについての御質問でございます。ぼうさいこくたいは、先ほどありましたとおり、中部、倉吉の未来中心とか、県立美術館などを主会場として行われるもので、10月の17・18と、土・日というような形で行われるもので、日本最大級の防災イベントというような、うたい文句で行われるものですので、せっかくの機会ですので、本当に多くの方に、市民の方、県民の方、御来場いただきたいと思うのですが、PRにつきましても、県も強力にやってくると思いますので、それらと協力をしてやっていきたいと思ひますし、先ほど御紹介しましたとおり、いろんな団体と一緒にワークショップをやったりとか、あと、展示も、消防団、自主防災会連合会なども行うというようなこともございまして、そういった団体の皆さんにもお声がけして、ぜひ御参加いただくようにということでPRしていきたいと思ひております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。人事関係については、私も、さっき伊藤副委員長が、大分昔っちょうかな、派遣って、本庁のほうに派遣されたという話は聞いたんだけど、最近、こういう話は、毎年っていうか、何年に一遍あるかどうか分からんけども、あんまり聞いたことがないんで、向こうの相手先と、こっちのほうのが、上手にコラボするのが難しい問題あるけども、若い職員さんを、そういった本庁のほうに派遣をして、しっかり知見なり、いろんな研修なり、体験を積んでいくっていうことは非常にいいことだというふうに思ひますので、市のほうとし

ても、積極的にこの事業については、前向きに取り組んでいただいて、若い職員さんに、中央でしっかり研修するような形のものを取っていただければというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 ぼうさいこくたいの件で、私も事業者の方から少し情報をいただきました。汚水とか、泥水とかっていったものを飲料水に変えるっていうような、そんなメーカー、中部、日本の、愛知の辺のメーカーが参加されるということなので、技術的な内容も含めてPRをお願いできたらと思います。そのほか。星見委員。

◆星見健蔵委員 事業別概要書15ページの下段の、消防団運営費について、少しお聞かせいただきたいと思います。まず、この2つの事業に対する事業費ですね、これの内訳をお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。事業費の内訳ということですが、まず、2つの事業がございまして、消防の装備品としての雨衣の購入部分、これが100万円となります。そして、消防団の活性化事業、こちらが455万1,000円というようなことで予定をしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 555万の予算のうち、雨具は100万ということですね。雨具1着の値段、お聞かせください。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。雨具の1着の金額ということで、これ、順次購入数を増やしているようなところで、入札によって前後はするかと思いますが、大体现在のところ1着2万円で見込んでおりまして、100万円ということで50着程度購入ということですが、請差が出た場合は、100万円のコミュニティ助成がもらえるものですので、その100万円まで購入をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 上限額いっぱいを活用するというので、前回の説明のときにお聞かせをいただきました。団員が1,354人おられるという中でですね、1年に50人分の雨具をそろえて、何十年かかるだいやっていう思いはするところなんです。確かに、今あるものが駄目になった場合に新調するということであるんなら、それもいいかもわからないと思うんですが、やはり、もう3年ぐらいで、全ての団員に行き渡るぐらいのことをやっていかんと、こりゃあ、とってもじゃないけど、卒業するまでに雨具がもらえんっていうような感じになりそうな気配ですね。何とかですね、もうちょっと消防団員の処遇改善といいながら、やっぱりそういった服装であったりね、そういった部分の整備というのは、もっと金かけてもいいんじゃないかなというふうに思うところですが、そういったことについての考え方をお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。おっしゃるとおりでございまして、本当に全ての団員に行き渡るように、早く整備していきたいと思っております。

これについては、順次、いろんな有利な財源が、このコミュニティ助成以外でも、あるもの

を活用して、随時増やしておりまして、現在は半分を超えるぐらいのところは来ておりますが、まだちょっと不足する部分がございますので、いろんな財源使いながら、整備を拡充していきたいと思います。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 先ほどは失礼しました。事業別概要の14ページの下段について伺いたいと思います。簡易ベッドとか災害用マルチテント等の整備ということなんですが、福祉部のほうでお聞きしたときには、避難計画の個別支援者が必要な人が四千五、六百いらっしゃいます。ここは要配慮者ですから、当日具合が悪くなったりとか、その他の条件も含めてですね、事情も含めて、要配慮者としていると思うんですけど、この整備については、今のところ、必要だと思う基本的な考え方として、例えば四千何人いらっしゃったら、何%は整備していこうとか、そして、また今年度はこれだけだけど、年次的にこういうふうに整備していこうとか、そういう考えがあれば教えてください。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。避難所環境等緊急整備事業の簡易ベッドを主にした整備の考え方というところでございます。簡易ベッドにつきましては、昨年も、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用いたしまして、2,040台購入をしております、多くの場合は、こちら、これは分散備蓄ということで、各小・中・義務教育学校などにもそれぞれ配備をしておりますが、これを活用することを基本としておりまして、従来の床に寝るというような状況からは、これだけでも随分改善されるのではないかなと思っております。

ただ、この簡易ベッドでもなかなか難しい、リクライニングが必要なというような、より要配慮者向けのベッドを今回購入するようにしてございまして、数としては、それほど多くないんですが、なかなかそのリクライニングができるということで、物も大きなものになってございまして、たくさん備蓄していくというのがちょっと難しいようなものにもなっております。

今回は、なので、ちょっと数としては少ないんですが、簡易ベッドでは対応できないような方向けにということで、でも幾らかは備えておこうというようなところで購入するものですが、今後、その状況などを見ながら、拡充はしていきたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 13ページ上段、人事関係事務費、戻ってすみません。総合特区の調査視察ということですが、具体的に、どこに何を視察されるのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。今回の視察先でございますが、それぞれ、県でいいますと、熊本県、それから岡山県、長崎県、静岡県の4県というふうに聞いております。

例えば、熊本県ですと、阿蘇草原を次世代に守り抜くというような、そういった事業を進めておられるということで、新たな観光メニュー、それをつくったりとか、その資金の流れを仕組みづくりをしていくと、そういったような事業だというふうに伺っておりますし、岡山県のほうは、高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らしていけるような、在宅を支援するというような事業とかですね、そういったようなことを含めた超高齢化社会を乗り越え

るための新しい社会モデルを構築するというような事業だというふうに聞いております。それから、長崎のほうは、造船業というか、高付加価値のそういった船とか、省エネ船を造ったりというようなことを促進するような事業ということで、あと、海洋エネルギー分野における、そういった海洋関連産業の何か拠点を形成するとかというような、結構大きなそういった事業だというふうに聞いております。それから、静岡県の方は、防災の関係です。これは、南海トラフのような巨大地震の有事に備えた地域づくりモデルを形成するというような事業で、この職員がどういうふうに関わっているかということでございますけども、こういった地区の担当者として、この事業自体が地方だけではなく、国と一緒にやってそういったモデルを形成するというので、簡単に言うと、人的支援っていうようなことになるかと思いますが、あとは、国の、何というか、情報というかノウハウ、そういうのを提供しながら、一緒になってそういったモデルを推進していくというような立場での担当というふうに伺っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今、お聞きして、本市のために注目すべきでないかなと、2番の静岡の高齢者介護の在宅支援、この特区ですので、こういったとこに注目したり、特に、今の政権でいうと、造船業、ここも注目する余地があるのかなと思ってましたけれども、2つ目の質問が、その期待することっていいですか、派遣して、先ほど人的交流、情報を得ていくと、国と一緒にやっていくという、今後、本市によって、特区を導入したいものといいますかね、期待するもの、そういった今後の活用方針といいますか、期待するものはありますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。そうですね、全体的な大きなその目的としては、この研修派遣と。1つは人材育成っていうことがあるんですけども、それだけではなくて、国レベルのその施策の立案とか、運用のノウハウ、そういったことを吸収して帰ってもらってというのが一番大きなところでございます。このたびの場合ですと、結果的に、特区の担当ということになってるわけですけども、本市におけるそういった活用検討ですとか、あとは、国の補助事業への、アクセス向上とか、そういったことで、本市の政策立案に直接生かしてもらうということを期待をしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほどの意見にもありましたけれども、私も、これまで視察等をする中で、国のモデルですね、手を挙げたり、そのモデルが拡大するときの手挙げのためのその情報を、先に入手しておくというのは大変重要だと認識しております。ぜひ、こういったノウハウもありましたけれども、つながり等を通じてですね、そういったものが、ぜひ応募される前っていいですかね、そういったところから情報をつかんで、丁寧に準備ができるような体制づくりも要望したいと思います。以上です。

続けて、別のでもいいですか。

◆吉野恭介委員長 関連が、どなたかありますか。なければ、雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 失礼しました。続けて、13ページの下段ですけども、駅南庁舎維持管理費ですけども、この工期予定、聞き漏れていたら、すみません。いつからいつまで、何月頃なのか

教えていただけますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範財産経営課長 財産経営課、中村です。委託業務の工期なんですけども、今補正が通りましてから、発注いたします。工期としては、年度内、8年度内を見込んでおります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今、市民への影響、市民への影響がないようにと言おうとしたんですけども、何月頃か、年度末としていいんでしょうか。一番影響のない範囲で、この工事といいますか、こういったことが勘案されての発注になっているかどうか確認させてください。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範財産経営課長 財産経営課、中村です。先ほど工期を言いましたのは、本補正の設計業務の工期でございまして、工事のほうは、その設計が終わりまして、工程等しっかりとmond上で、令和9年度に発注したいと思っております。実際、工事に入る段階になりますと、秋頃から冬頃を検討しておりますが、図書館などの市民利用が多いところと調整させていただきながら、短くなるように、閉館する期間も、図書館のほうとも協議しておりますけども、おおむね1か月ぐらいの閉館ぐらいで見込んで、影響を少なくしてやっていきたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今おっしゃっていただいたようにですね、市民負担といいますか、利用者数が影響のないことも考慮して、設計業務等に当たっていただきますよう要望いたします。

続けて、よろしいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、どうぞ。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 15 ページ上段の鳥取市被災者支援迅速化システム構築事業費です。この委員会で、行政視察にも行ったことを思い出しながら、その同席して、帯同していただいた部長さんたちの御意見というか、その視察先の生の声っていいですかね、それも踏まえてなんですけれども、まず1つずつ、マイナンバーカード等を用いたと云々ありますけれども、この避難所受付支援システムの新規構築とありますけれども、この効果ですね、どのぐらいの効果が期待されるのか、数値的なものがあるのかどうか教えてください。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。マイナンバーを利用した避難所受付を導入することの効果ということですが、この避難所受付が、これまで避難者カードということで、住所・氏名であったり、いろんな事項を紙に書いていただくというようなことで、1人当たり、本当に2分～3分かかっていたりということがございましたが、マイナンバーカードのこのチェックインのシステムを導入することで、それが数秒で、特に、その障害の状態とか、聞き取り事項がない場合は、もう本当に数秒でというようなところで受付が完了するというようなところの、その時間的、短く済むというようなところが大きな効果かなと思います。これが、人数が多ければ、かなりその効果も大きくなるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 まさに、これを視察したように覚えています。ぜひ、システムの構築ですね、そういったところも考慮しながら、長期的に使えるようなものにしていただきたいと思います。

次に、同じくですけれども、タブレットで、建物の損壊、外に出て、罹災証明の発行の期間短縮とありましたけれども、具体的に、何日から何日の短縮になるのでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。この被害家屋の認定調査の内容につきましては、実際には、プロポーザルを実施いたしまして提案を受けるような形としておりますが、現在想定しておりますのは、タブレットを利用して、例えば地図データとか、平面図のデータを、電子化して持っていったりというようなことや、調査に当たっても、被害家屋の判定アプリなどを使って、そのタブレットの中で例示参照とかをしながら、調査票入力の手補助もありつつ、迅速に調査ができるというようなことと、あと、庁舎に帰ってからのデータの整理というのも、読み込みも、これまで手作業で入力したりというようなところが、データが移行させるだけで終わるというようなことで、大きな時間の削減効果があるというふうに考えております。

これについては、導入先進自治体などの事例から見ますと、大体人数の削減というよりも、時間の削減というような形ですが、大体2倍のスピードアップになったというような事例も報告されているところでございまして、実際行う場合は、その体制等によっても大きく変わってくるかなと思いますが、その程度の削減効果、また時間短縮の効果があるかというふうに期待しているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 以前の視察を受けて、自分の感想としてはですね、一番参考になったのが、国の方針が決まってないから出してくれとか、国の方針が変わると、システムを変えないといけないとか、あとは、その実績ですね、新しいものを開発して飛びつくとか、その後が、例えば事業者の体力とか、資本力とか、従業員数とか、そういったところも、視察をしたときに自分も調べて、先ほどの言っていた、先進自治体で2倍というところがあって導入してるので、安心はしたんですけども、こういった、今後防災について、このシステム開発をしていくときの課題とこの方針といいますかですね、その辺り、どのように気をつけていくのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。こういった防災DXなんかの課題や今後の方針というところです。特に、大規模な災害が起きたときというのは、本当にたくさんの混乱が生じて、いろんな事務が思いどおりにはいかないということになるかと思っておりますので、本当に、このDXなどの活用によって、省力化であったり効率化、そういったことをできるだけ図って、大きな災害が起きたときでも対応できるようなことの準備をする必要が

あるかなというふうに考えております。

この分野についても、本当にいろんな自治体が、いろんな先進的な取組をされてたりというようなこともございまして、このたび、ぼうさいこくたいもございますけれども、いろんな事例も参考にしながら、より被災者の支援が迅速になるようにとか、より災害対応が、確実に速やかに行えるようにというような視点で検討は進めていきたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 最初にもお伝えしましたが、長期的に使えるように、そして、鳥取市の財政負担が大きくなるように、その妥当なものをですね、実績のあるものを踏まえて、ぜひ吟味して取り組んでいただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 14 ページの上段のところで、防災マップの改訂ってところでね、電子版を基本としてっていう御説明で、冊子版は2万部作って、スーパーとか公民館とか病院とかに置くということだったんですけども、従前というか、これまでは、冊子版って何冊ぐらい作られてたんでしたっけ。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。冊子版の前回の作成部数という形ですと、前回作成しましたのが令和元年でしたけども、このときが8万5,000部、うち3,000部は、外国語版というような形で作成をしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 電子版を見れる人は、そっちのほうが便利なんだろうけど、例えば独居の高齢者だとか、やっぱりこう配慮が必要な方に、どうやって届けるのかなと。なかなか、自分では取りに行ったりとかできないと思うんですけど、そういう方へ届けるっていう手段というか、そういうことは考えておられるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。冊子版を、どのように皆さんに行き渡らせるかというような点でございまして、これについては、配布場所も、今回、より身近な郵便局だったり、スーパーであったり、あとは移動販売を行う、とくし丸や生協であったりというようなところにも御協力をいただいて、持っていただいて、その場でも受け取っていただけるような、考えられるいろんなことをしながら、身近なところで受け取っていただけるような体制を取りたいと思っておりますし、あと、先ほど要配慮者の方というようにもございましたので、福祉の関係の事業者の方にもお声がけをさせていただいて、必要な方にも、そういったところを通じて、手元に届くような形は取っていききたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 町内で、防災の研修会したりとかね、そういったところもあるんですけど、防災リーダーの人だったり、あと、町内で防災の担当の人が、自分とかが配りたいので何部欲

しいってというようなことがあれば、ぜひ対応していただきたいし、やっぱりそういったことも、市のほうから知らせるといとか、声かけていただくといとか、そういうことをしていただければ、そうはいったって、幾ら、あちこちにあるといっても、なかなか自分では難しい方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、ちょっとその点は考えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。おっしゃるとおりでございます、今回防災マップについては、浸水想定区域図以外に、いろんな学習ページ、またお知らせのページなども作るようにしております。これについては、現在でも、いろんな講習会、地区のほうに出たりということございますが、こういった電子版などのほうが見やすいですよとか、こういった提供をしますよという御紹介もさせていただきながら、必要に応じて、それこそその地区だけのハザードマップであったり、あとは学習ページを印刷して持っていったりと、そういうようなことも、対象の人数にもよるかと思いますが、いろんなやり方で、皆さんに見ていただけるように、工夫してやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。米村委員。

◆米村京子委員 米村です。伊藤議員と同じで、たしかね、今はデジタル化によって、どんどんどんどん情報は、市民のほうに伝えられてるように感じてるかもしれませんが、本当に下々までは行ってませんのが現実です。というのが、やっぱり町内の中でも、町内会に入っていない人には、情報がまだ行きにくくなっております。それとか、マンションとかになると、管理組合なんかきちんとしてくれてればいいんですけども、その辺のことも含めて、何ていうか、ただ単に、デジタルばかりに頼るんじゃなくて、やはり皆さんに、足を運ぶのは大変だと思うんですけども、その辺のことをもう一度ちょっと、どういう方向がいいのか考えてもらう方法はないでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。おっしゃるとおり、デジタルが幾ら便利になったといっても、そのみで対応していくっていうのは、やはり難しいだろうなというふうに考えております。この今までの冊子の形を希望される方には、それが行き届くようにということも十分気をつけながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 すみません、聞き漏れてまして、15 ページ上段の鳥取市被災者支援迅速化システム構築事業費、これ新規、ここが新規ですけれども、この事業内容4つありますけれども、この4つの内訳、金額の内訳を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。この被災者支援迅速化システムについてでございますが、これら、やりたいことっていうのを、事業別概要等に上げておりますが、これは一括で発注するようにしております。それぞれ関連がございまして、避難所で受付した方を、いろんな個別避難計画の内容とひもづけをしたり、また、それらの方が罹災証明を申請

されたかというような、その支援の行き届いている状況を確認したりというようなことであったり、被害家屋認定調査についても、その台帳を基に、実際に申請されたとか、まだであれば勧奨したりとかいうような形で、それぞれ関連もございまして、一括してプロポーザルという形で提案を受けて、一本でやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号鳥取市税条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、議案第79号鳥取市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 説明資料、以前配られた資料2の、これが2ページですね、その改正内容の（4）ですけれども、暗号資産の譲渡とありますけれども、この暗号資産の譲渡に関するもの、この経緯であったり、本市の長期的影響の分析といえますか、こういったことが懸念されるのか、検討されてるのか教えていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中村和範財産経営課長 市民税課、中島でございます。こちらの特定暗号資産の取引に対する個人住民税の課税の見直しということなんですけれども、投資家保護のための健全な取引環境の構築に向けたということが、まず一つ考え方にあって、こうして、特定暗号資産、仮想通貨の取引っていうのが、大きく、大分件数等も、国内で増えているというふうな状況の中で、法整備のほうがちよっと統一感がないということがありまして、現在、一定の暗号資産ということで、こちらのほうが総合課税になってるものが、要は分離課税にということの取扱いになって、税率が大きく、これまで最大で住民税も含めて55%だったものが20%になるという形なんですけれども、暗号資産も、いろいろ投資信託を対象としたものであるとか、デリバティブといって金融商品の先物取引であるとか、幅広くなってきたということで、その辺りを整備するという趣旨で、所得税と併せて改正されたというものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 基本的には、実体経済のお金の量をしっかり回すためには、金融経済、金融商品への優遇は、このデフレの時期にはしないほうがいいと感じておりまして、この省令に合わせてこうするってありましたけれども、ああ、違うわ、これは別か。また別のとこだったかな、ごめんなさい。今回のその国の改正で、しない自治体というものもあるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中村和範財産経営課長 市民税課、中島です。これは、地方税法の改正ということですので、それに伴ってということですので、国内の全ての自治体に適用されるものであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第79号鳥取市税条例の一部改正について、本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第80号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この条例は、いわゆる東京一極集中で、本社地方移転ということでの、それに絡める条例の改正だというふうに聞いたんですけども、鳥取市に本社移転はなかったということなんだけど、県内で、そういう事例っていうのはありますか。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。県内への移転の事例ですけども、サントリープロダクツ株式会社というのが、日野の、江府のほうでということで移転の実績があるのが1件あります。移転型というものは、それが対象になっております。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。サントリーの場合は、従前から、いわゆる大山の水かいな、あれをあそこで取って売ってるわけだから、非常に本社移転というのは簡単に、簡単というか、スムーズにいったのかなということを思います。

それで、機能移転でのこの課税免除という、固定資産税の分ですけども、どの程度の優遇になるんですか。例えば東京とか中央から鳥取に来る場合に、どれだけのメリットがあるかという話になるわけで、ただ単に、その固定資産税が、ある面でいうと、その東京で展開しとるときよりも、鳥取のほうが固定資産税低いのは、もちろんよく分かってんだけど、それだけでは大したメリットがないんで、どういうそのメリットがあるか、その辺りちょっと教えてやってくださいな。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。税に、今回の場合、固定資産税の課税免除と不均一課税ということでございます。今、委員がお話しされました、東京 23 区からの移転の場合は、こちらのほうで新設、あるいは増設した資産につきまして、固定資産税を課税免除、かからないようにするという制度でございます。取得から 3 年以内に、認定を受けて、事業者がその資産を取得するのが 3 年以内なんですけれども、その翌年度から 3 年間、ちょっと、ずるずると流れていくんですけれども、それが課税免除になるというところの、そこが一番の税のメリットということでございます。

事業者がこちらに来て事業をするに当たって、じゃあ、どういうメリットがあるかというところは、こちらのほうではちょっとお答えしかねるかなと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 いいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 それに関連して、1 件だけ。なぜですね、東京 23 区からの移転を対象とされたのかということ、国の考え方、これが東京一極集中ということで、大企業の地方移転ということがほとんど進んでない、この数十年ですね。そういった中に、やはり法人税等々をですね、地方にもっと配分すべきだと私は思っておりますですね、なぜ、東京 23 区からを限定されたこの条例になっているのかということだけ、ちょっとお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長でございます。この移転につきましては、地域再生法という法律に基づいて規定をされております。地方のほうで経済の活力が弱いということもあるかと思いますが、目的としましては、地域経済の活性化、あるいは地方での雇用機会の創出、その地域の活力、それによって、その地域の活力の再生を推進するという目的が示されております。東京から地方へ機能が移転することによって、その地域の活力、経済活動とかを活性化させていこうというような趣旨があつてのことだと考えております。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 大体、言われる趣旨は分からんわけじゃないんだけど、東京だけが大都市圏じゃないわけで、日本の 47 都道府県の中にはですね、やはりこの転入増加というのが、東京周辺ですね、神奈川であつたり横浜エリア、静岡であつたり、あの辺りっていうのが、大体、ここ何年かは転入超過が続いてきて、今、東京ぐらいにちょっと収まってきとるようなんですけれども、やはりそういった大企業っていうのもですね、23 区に限定すべきことではないと私は思っております、そういった本社移転っていうのは、他都市からもですね、やはり移転は、私は全て対象とすべきだというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長でございます。東京 23 区以外からの移転でございますが、これは、本条例で、不均一課税とするところが、その 23 区以外からの移転となっております。この事業者につきまして、100 分の 0.15、0.15%の課税、不均一課税を 3 年間行うというようなことになっておりまして、2 本立てといいますか、東京 23 区からの移転につきましては課税免除、それ以外からの移転につきましては不均一課税というような切り分けて、こ

の条例がつくられております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 省令に合わせる特別償却設備に係る今回の一部改正ですけれども、他市はどういう対象なのかと聞こうとしたんですけれども、ちょっと変えて、優遇する内容ですね、先ほど2本立てとおっしゃいましたけれども、これ全市、全国一律の優遇の内容でしょうか。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。委員が御指摘の内容でございますが、まず課税免除につきましては、全国一律でございます。不均一課税につきましては、各自治体で条例において定めておりまして、一律とはなっておりません。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 2本立てのこの2つ目の不均一課税が他市で違うと、幅があるということでしたけれども、どういったその違いがあるのでしょうか。対象物なのか、それともパーセンテージのものなのか、期間なのか、ちょっと教えてください。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。違いは、税率の違いになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 どのぐらいの幅がありますか。例えば優遇、この市はここまでは優遇していて、鳥取市は大体中間ぐらいだみたいなの、そういう感覚で結構ですので、分かる範囲で。なければ、また資料提供でも結構ですので。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 ちょっと税率の正確なものを持ち合わせておりませんので、また資料提供をさせていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 じゃあ、後日資料提供をお願いします。そのほかございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、ちょっと確認なんですけれども、説明資料の13ページに改正の内容ということで、条例第2条関係の（1）ですね、令和10年3月31日までとしますということで、期日が書かれてるんですけれども、その前は、今年の令和8年3月31日までだって、それで、2年延長ということで、この期日になってるということでよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。委員御説明された、その取扱いでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、質疑を終結をします。

討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、議案第80号には、反対の立場で討論します。これは、平成27年度のときに、そもそもできた条例だと認識しています。平成30年度のときに、ちょっと率が

変えられる条例改正があったかと思います。それ以降、出てきてないんですよね、私の記憶の中では。それで、それはなぜかという、これ、いつも延長、延長、延長で来てるんですけども、市の条例改正の案を見ていただくと、その期日が示されてるわけですよね、令和10年3月31日までの間っていうことで。それで、この期日がもともと入っていれば、その都度、条例改正っていうことが提案されてきたんだらうと。それがなかったの、この間はなかったというふうに理解をしています。

先ほど確認したように、令和8年3月31日までだったものを2年延長すると、そういう条例になっております。先ほどから、東京一極集中についてお話が出てますけれども、国が東京一極集中に歯止めをかけるために、2015年に税制改正で設けられた制度です。この間、適用の期限の延長がね、繰り返されてきたわけですけども、鳥取県における、サントリーがっていう実績がありましたけれども、今年の4月の転出超過は376人です。昨年4月は240人でした。これ、総務省の資料からです。一方、東京は、今年の4月6,629人の転入超過、昨年よりかは減っているけれども、やっぱり一極集中って改善は全くされていないわけですよね。中国5県を見ても、山口県だけなんです、転入超過が。鳥取含め、あとの4県は、もう転出超過なわけですね。

そもそも、この地方に移転ができるという企業は、相当な規模と、あと資本力があるわけなので、応分の負担を求めることが必要だと思いますので、この適用期限の延長の本条例改正には、反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 さっき、応分の負担を求めるっていう意味がちょっとよく分からなんだけど、これは討論ですから、質疑やそんな話になりませんけれども、確かに、実績、実態については、大変、鳥取県でも1件だけということでもありますけども、だから要らないんだとか、だから駄目なんだとかいうような議論に、私はならないというふうに思います。やはり、この条例を定めておいて、それに向かっていくという、何も来ないから、いや要らないんだというような、そういった議論で、私はないというふうに思います。

ですから、この条例については、条例改正の中で、期限は定めるということでもありますけれども、やはり引き続き、いわゆる受入れ体制は、これは、やっぱり構築するべきだということで賛成いたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほど、税率の幅のところで質問しましたけれども、私も賛成の立場で討論させていただきます。こういった優遇措置を呼び水に、経済効果だったり、雇用を生み出していくには、大変有効な手段だと思いますので、担当部局と連携をして、さらに、これは進めたいなと。税率も幅があるのであれば、ぜひ、その辺りも検討いただいて、より積極的に誘致活動に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 80 号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 88 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 88 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 88 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 専決処分事項についてです。6 月 5 日の議運で、羽場副市長の議案説明の中でも、令和 7 年度の専決処分予算の概要として、地方交付税決定に伴う補正について説明がありました。その中で、特別交付税が過去最大の 33 億円になったと説明がありましたが、その理由と、その増額を受けての行政改革推進債を起債せずに、財源更正で、このたび一般財源振替を行ってるのは、なぜなのか。現在 6 月に、日銀が異例の金利の利上げの発表を予定をしましたけれども、政策金利が 0.25%プラスで、一気に引き上げる見込みとなっているんですけども、その現在の金利上昇局面に伴う本市での分析と、今後の方針を含めてお尋ねしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。資料でいきますと、資料 3 の専決処分、A 4 横、資料 3 の 3 月専決補正予算の特別交付税の御質問で、6 ページになりますでしょうか。中ほど、今回 8 億 266 万 3,000 円計上させていただいてるものですが、御質問のありました、過去最大の 33 億となった理由ということで、令和 6 年度の特別交付税は、32 億 398 万円でした。令和 7 年が 33 億 266 万 3,000 円ということで、対前年度 9,868 万 3,000 円、約 1

億円の増となっております。

特別交付税は、大きく分けまして、いわゆるルール分ということで、災害復旧であるとか、地方バス、地方創生など、対象経費ごとに算定されるものと、あと、いわゆる特殊財政需要分、我々総務省配分って言っておりますが、各自治体の個別事情を考慮して決定されるもので構成されておまして、この増となった内訳のところで、まずルール分に算定する経費では、昨年度比でまして、地方バス補助事業であるとか、地域未来交付金を活用しました地方創生の事業、これらが増えたことなどによりまして、ルール分としては、対前年度 2.6 億円の増となっております。

一方、総務省配分、これは、国が各自治体の財政需要を鑑みて交付するもので、算定方法は公表はされておりませんが、令和6年度は、除雪対策でありますとか、ねんりんピックなどありまして、令和6年度は、対前年 6.8 億円の増となりましたけども、本年度は除雪対策はかなりの需要がありましたが、ねんりんピックがなかったということで、総務省配分としては、1.6 億円の減額となっております。この結果、全体としては1億円の増となりました。

県からは、去年は8月の大雨などで、災害復旧が全国各地で巨額の経費が発生するんじゃないかということで、我々も、災害復旧に係る経費が、まず大きな割合を占めて、総務省配分から若干目減りされるんじゃないかと危惧しておったところでありますけども、1月には、市長が直接要望をされましたし、除雪対策も、総務省に随時これぐらいかかっているということを伝えてきておまして、結果として、昨年を超える配分を頂けたのではないかなと思っております。

もう一方が、財源更正のほうですかね。まず、行革推進債ですけども、予算編成に当たりまして、充当率が 100%ではない起債事業、例えば長寿命化債でいくと、90%の充当で、残りの10%が起債が充たらないところになります。その部分に対しまして、資金手当てということで、予算編成の段階では行革推進債を充当しております。ただ、この行革推進債自体は、交付税措置がない借入れになりますので、将来の負担を抑制するために、このたび、特別交付税の増額などで、最終的に一般財源が増加しましたので、3月専決補正で、全ての行政改革推進債、全体でいきますと3億2,490万円ですが、こちらを一般財源に振り替える財源更正を行わさせていただきました。

金利のお話もありましたけども、今金利自体が上がってきておまして、例えば、20年償還の起債でいきますと、平成28年の1月からマイナス金利政策で、それから、しばらくは0.1～0.3を推移していましたが、令和4年2月のウクライナ危機以降、物価上昇もありまして、金利が上昇傾向にあります。直近の5月の借入れを銀行から行いましたけども、利率が20年償還で2.9%、ちなみに、財政融資の5月の、20年償還では2.9%になっております。

分析とまで言えるかどうかはですが、金利上昇が支払い利息にどういう影響を与えるのかということ、例えばですが、50億円借りて20年で返すときに、利率が0.2%であると、支払い利息は1.2億でしたが、利率が2.9に上がった場合には、利息支払い額が17億円になるということで、同じ費用をかけても、できる内容が変わってくるという時代に入っています。

雲坂委員からもお話がありましたが、金利が今も上がっているというところで、引き続き計画

的な市債発行に併せまして、先ほど、緊防の話もありましたけども、交付税の参入率が高い市債を厳選して活用していく、これをしっかりとやっていくことが必要であると考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 事前に調査をかけまして、合併後からの21年分の普通交付税と特別交付税、その内訳ですね、ルール分と総務省配分があるんだと。先ほどおっしゃっていただいた、その8月の災害、大雨ですね、こういったところで、しっかりと総務省のほうに伝えることが本当に大事なんだなと思って、今後もそういった御努力を継続していただきたいなと思っています。特に、さっきの金利上昇局面ありますので、こういった活動が、より大事になってくるんだと思います。

ちなみに、新副市長の提案、今されておりますけれども、総務省の中でも、交付税課にも、おられたということで、深澤市長が、テレビの取材で、総務省や各自治体の経験などから、即戦力と期待しているというコメントもありますので、ぜひ、こういった、ルール分は災害が起きたときに、この固定ですけれども、総務省配分という、いわゆるブラックボックスですね、お伝えして、他の自治体よりも、この6%という交付税の割合ですけれども、しっかりとここを獲得していくということが大事だと思いますので、今後とも、より一層、総務省配分増加への取組活動に、一層御努力していただきたいと要望します。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の雲坂委員の発言に関連してですけれども、過去の最大の特別交付税ということで、さっき、いわゆる総務省配分と言われました。昨年度っていうか、今年に入ってからのもそうですけれども、かなり、市長が上京して各省庁回って、要望活動をされたという話を聞いております。ですから、この特交の場合は、出て何ぼやの話で、事前にこれだけのものが出ますよっていう話じゃないわけで、だから、やっぱりそれは、鳥取県選出の国会議員も影響もあるけれども、首長が直接その省庁の中で、しっかりと要望活動されたというようなことが、大変大きかったのかなというふうに思っております。今、雲坂議員の発言のように、総務省出身の副市長が誕生したわけでありますので、その辺りのパイプは、非常に太いパイプができましたんで、これは、国との関係も非常にいい関係になるのかなというふうに思っておりますので、引き続き、要望活動等、それについてはお願いしたいというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第96号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

以上で、総務部・危機管理部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、企画推進部に入ります。

まず初めに、渡邊企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。渡邊企画推進部長。

○渡邊大輔企画推進部長 企画推進部、渡邊でございます。初めに、本日、朝7時半に、岩手県沖を震源としますマグニチュード6.9と、大きな地震発生しております。速報によりますと、強く揺れを感じたところは、青森県の一部にあったということですが、姉妹都市が近隣にありまして、釧路市、それから郡山市ですが、いずれも震度3程度の地震で揺れがあったということです。姉妹都市に関しましては、様子を見て状況を伺うということも考えていきたいなというふうに思っておるところでございます。

本日御審議いただきますのは、議案第75号令和8年度の鳥取市の一般会計の補正予算のうち、企画推進部に属するところ、それから、第96号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、企画推進部に属する部分というところでございます。

説明は、先日6月17日の本委員会におきましてさせていただきました。委員の皆様の御意見をいただきながら、事業をしっかりと推進したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。質疑はございませんか。坂根委員。

◆坂根政代委員 事業別概要17ページ上段、市政広報費についてお伺いをしたいと思います。近年は、SNSでの情報発信というのが、かなりいろんなところで行われ、そして、多くの情報発信機能としては用いられているようです。ただし、やっぱりSNSをめぐってはですね、1つの発信に対して、批判がかなり出てくるであるとか、または、フェイクニュースが躍り込むとか含めて、様々なことも、今リスクとしてはあるようです。そこで、お伺いしたいのは、具体的には、どういったことをSNSで発信しようとしてるのか。

それと、もう一つは、市長への手紙というところを見ますと、これも一つの情報発信ということで、市の政策に対して、市民から意見を聴くものとしてあるわけですね。この市長への手紙では、例えば、担当課が回答を寄せてですね、市長決裁を経て、また返すというような、こういうようなことをやっておられますが、SNSの情報発信機能については、その辺はどんな

のかということを教えてください。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。まず最初に、具体的に、どのような内容を発信していくのかというお問合せでした。これにつきましては、市政の情報を市民に届けたいと考えておりまして、様々な部局が、様々な施策、取組を行っておりますが、その市政情報を、できるだけ早いタイミングで市民の方に届けたいと考えております。

次に、市長への手紙についてでございます。これは、市民生活部が所管する部局ということになりますが、現在は、先ほどおっしゃられたように、手紙でありますとか、メールでありますとかで御意見をいただいているところでございます。

今後につきましては、このSNSも活用しながら、様々な声を収集していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 市政情報というのも幅広くあるわけです。例えば、鳥取市のホームページを見ますと、新着情報みたいな形で、新たな情報なり、または、新着情報の部分には載せられないけれど、特に、そのほかの新着情報という形で見る場所も、クリックすればあるように思います。そういった市政情報は、どのように選んで発信をしようとしているのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。市政情報につきましては、市政で、市民の方が関心の高いもの、それから、鳥取市として重要な施策、そのようなものを、いろいろ発信しなければならない市政の情報を、今後も発信していきたいと考えているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私は、これが反対なわけではありませんけれど、やはり、どんな基準でもって、何を発信するのかというところをですね、しっかり考えを持っておかないと、先ほど言ったSNSの、本当にデメリットとかね、悪用されるという、こういうおそれも出てくるので、きちんと基準を定めてほしいという、そういう思いで質問をしておりますので、その辺の構築をしてほしいと思います。

それと、あわせて、やはり、市がその構築を持っていないと、幾らプロポーザルに出しても、その業者が理解できてないと、しっかりした情報発信ができない、安全な情報発信ができない、そんなふうに思いますので、ぜひ、この辺のことをですね、しっかり詰めてからやっていただきたい、そういうことを要望しておきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでした。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私も、同じ17ページ上段の市政広報費、今回は、これが新規ですね。この内訳もですね、(1)のSNS等の内訳も聞かせていただきましたが、例えば、そのSNSの広告費まで、具体的に、こう使う予定の戦略なのか。例えば、フェイスブックでいくと、年代層とか、全年代、全エリアを固定してですね、市内向けという意味ですけど、そうすると、どのぐらいの期間、どのぐらいの、1万円、2万円、何万円という、その、応じて、その接触の頻度です

ね、が変わってくるので、そういったところまでを、具体的にしっかりとSNS広告費を取る戦略なのか。また、観光であれば県外ですね、こういった戦略で、こういった人を対象に呼び込む、広報費、広告費ですね、広報費じゃない、広告費をつけるのか、その媒体とかで、そういう戦略まであるのか。特に、この広報というのが、もう今、民間でもそうですけれども、経営層と一緒に、もう経営の一つだというレベルまで、この広報戦略というものが上がってきている認識でして、鳥取市の事業別概要の一つではなくて、もう全体の経営層に関わることなんだという認識の下で、今後のSNS広告費をどこまで考えていらっしゃるのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。今回の事業につきましては、広報費については、今のところ考えておりません。今回は、鳥取市が情報を発信していくということで、最終的には、SNSを活用した広報・広聴を全庁的に持続できる自走体制の確立をしたいと考えておりまして、その確立を目指すために、その基盤を構築するという事業でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 一度、私が広報委員会の委員長をさせてもらっているときに、県の広報戦略のセミナーに何人かと参加したことを思い出しまして、各部局で1人担当者をつけるのはいいんですけども、実際、それをコーディネートするっていいですか、統括するということが大事だそうでした、具体的にですね、そういった広報費まで含めて、この戦略の中で構築するということを考えていないと、ただ単にSNSに記事をアップするだけでは薄いんですね。なので、ぜひその辺りも踏まえて、先ほどお伝えした内容も踏まえてですね、構築に、参考にさせていただきたいと思いますし、もう一つ続けて、先進地視察、秋田、前橋、何を見てくるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。先進地視察につきましては、鳥取市と同じであります、県庁所在地である中核市の秋田市と前橋市を、今のところ選定させていただきます。

秋田市におかれましては、ユーチューブのフォロワー数が約5万人、4.96万人、それから、インスタのフォロワー数が2.2万人と、多くのフォロワーを獲得しておられます。情報発信につきましても、積極的に発信をされておられますので、そのようなところを見てまいりたいと考えております。

あわせて、前橋市につきましては、各担当課が当然投稿はするんですけども、入り口を1つにされて、プラットフォーム化されておられます。その中で、カテゴリー別に分けられて、観光であるとか、イベント、子育て、スポーツ等々の情報が分かりやすく見せられておられます。そのようなところを学んでいきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 くどくて申し訳ないですけども、こういった先進地視察に行ったときに、S

NS広告費ですね、どうなってるのか、ちょっと調べていただけたらありがたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、この17ページの上段の市政広報費について聞かせてください。事業別概要の、事業の内容のところに、最初の2行なんですけど、その市政情報を的確に届け、声を収集し、市政に反映させることが十分にできていないっていうふうに、市のことを評価をされてるわけなんですけど、ちょっとなぜこのような評価になってるのか聞かせてください。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。総務省の令和7年度版情報通信白書によりますと、若年層においては、情報源として欠かせない媒体として、インターネット、SNSを上げる人が大半を占めているという状況でございます。本市につきましては、これまで、テレビ、ラジオ、市報、新聞等の、いわゆる従来のメディアによる広報を一つの大きな柱に据えて広報戦略を展開してきたところでございます。本市では、まだまだSNSによる広報が十分にできていないと考えております。特に、若年層に対しましては、市政情報が的確に届けていない、施策を実施しているのに、内容が伝わり切っていないという問題が生じているものと想定をしております。従来の広報・広聴活動に加えて、SNSを活用した広報・広聴活動を推進しなければ、若年層に市政情報を十分に届けることができず、届けられないということは、つまり、その市民の声を収集できないということは、若年層の声を市政に反映できないといった、構造的な課題があるものと認識しております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。それで、その事業の内容のところに、SNSを活用して戦略的広報を展開すると。広く市民等の声を収集し、市政運営に反映するための効果的な仕組みを構築する、その予算なわけなんですけど、この、何ですかね、広く市民の声等を集めるのも、こういうSNSで集めていこうと考えておられるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。お見込みのとおり、今後はSNSも活用して、市民の声を収集したいと考えております。例えば、具体的には、インスタでありますとか、Xでありますとか、コメントの機能もございますし、いいねというような機能もございますので、その辺りも活用しながら、市民の声を収集してまいりたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。今回のこの予算はプロポーザルかけて、その広報・広聴強化に係る伴走型支援ということなので、私は坂根委員が言われたように、どういうふうに市として向かっていくのかっていうのを明らかにしないと、プロポーザルってね、こちらがね、こういうふうな感じで提案していただきっていうのを示すものだから、やっぱり示す内容は、しっかりしとかなければいけないっていうのは、私も同じ意見です。

それで、すみません、このたび広報メディア室って、名前変わりましたけれども、今、何人体制でやってますか。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。私を含め、正職員が6名、それから、会計年度職員さんが2名ということで、計8名体制でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この体制は、前年度から比べて、厚くなったのか同じなのか、どうですかね。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。4月1日に、暫定的なといいますか、1回目の人事異動がございました。その4月の間は1名増という体制でございましたが、5月1日の人事異動におきまして、元に戻ったというような状況でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。ちょっとね、この補正予算の事業の説明を聞いてる中で、本当に、そのSNSを使って強化していこうと、発信することも、声集めることも強化していこうということなんですけれども、そうなってくると、そうはいったって、人手が要るんじゃないかと私は思います。先ほどね、どうやって声をとって言われたときに、コメント欄だとかね、いいねは、数で上がってくるんでしょうけど、でも、あれ、一々見るんも大変やし、そのコメントも、やっぱり基本、コメントに対するね、一々、一人一人にはあれだけど、市としての、また情報発信って必要になってくると思うので、これ、やっぱりしかるべきときに、本当に人が増員の必要性も、私出てくると思うので、そういったことも含めて考えないと、やっぱり強化するということにはならないと思いますので、少ない人数の中のやりくりかもしれないけれども、必要な体制は確保して、拡充してやっていくということをしていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 石田議員の一般質問でも御答弁させていただきましたが、広報室のみならず、若手職員からなるSNSの広報・広聴のチームを立ち上げることとしております。全庁的に若手職員にも加わっていただいて、しっかりと広報・広聴を推進してまいりたいと考えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 1件だけお聞かせください。事業別概要書16ページの下段、麒麟のまち圏域大学生魅力発見・定住促進事業費についてであります。鳥大・環境大学にしてもですね、やはり2割を切るような、地元へとどまっていたけるといような、非常に低い状況にあるわけですが、こういった中で、麒麟のまち連携中枢都市圏域の大学の在学生に対して、麒麟のまち圏域の自然や文化、企業、観光地等の魅力の浸透を図ることで、将来的な就職につなげ、若者定着を促進する、非常に考え方はいいところですけども、現実問題として、なっていないという状況があるわけですね。そうした中に、魅力の浸透をどのように図っていくのか、これを誰がどのように取り組んで、具体的にいくのか、こういったことについてですね、考えておられると

思うんです、それなりに。具体的な内容についてですね、お聞かせいただければと思います。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。この魅力発見の事業、誰がどのように、具体的にという御質問でございます。取り組んでいただくのは、大学でやっていただきたいということで、補助事業の事業主体は両大学というふうに定めさせていただいております。

そして、大学では、先回の環境大学の就職・進学状況の報告でも少し触れさせていただいたんですけども、県内への学生の就職率、少し向上してるんじゃないかと。その要因ですけども、まず、環境大学については、1・2年の早い段階で、地域の企業、こういったことが、こういった企業ありますということを知っていただく取組ですとか、あと、就職について考える機会を持たせていただいていると、そういったことですとか、フィールドワークでですね、この、企業に限らず、地元、例えば集落の課題解決とか、そういったのに出ていただいて知っていただくと。大学の先生方とお話すると、やっぱり知ってもらおうというのが、まず第一じゃないかと。それをもって、就職率が一気に半分とか、そこまでこう押し上げるということではないんですけども、そういう地道なところを、しっかりやっていくのが正攻法じゃないかなという御意見もいただいてまして、この補助事業については、今でも、この大学、できる限りの範囲で取り組んでいただいておりますけども、これを活用して、さらにやっていただきたいと。

鳥取大学の職員の方とお話する機会もありますけども、やはり考え方は、同じような御意見いただいておりますので、両大学で学生の方が、例えば、サークル活動でも結構です。去年は、八頭町、郡家駅で、地元の高校生とコラボして、吹奏楽のコンサートをする。そういった交流をして、地元のことを知ってもらって、ああ、この鳥取で暮らすというのがどういったことなのかな、何となくイメージできてきたなと、企業もあるなと、そういったところから、少しずつ着実に、積み上げていきたいというふうに考えている事業でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私が少し思うのは、地元出身の学生の方が、やはり地元の魅力ということのについてはですね、それぞれ、大なり小なり把握はしておられると思うんです。ただ、県外から鳥取に来られて、鳥取に就職をして住み続けていただく、こういったことにつながれば、一番いいところですけども、消防の団員が、非常に地元の方々でも入団者が非常に少ない、不足しておる状況の中で、鳥大生が、湖山なんかにも3人ぐらい消防団員になって、その4年間、団員として活動したり、女性が結構活発にやっとなられる。そういったことも、やはり地域の住民、それから、地域の魅力というものを、それなりに習得いただけておるんじゃないかなと。残念なことに、4年で岡山に帰られたりという女性もあつたんですが、できれば地元の方と結婚でもしてね、鳥取に住んでいただければ、言うことはないですけども、やはりそういったことも、小さいことかもわからんですけども、積極的に、そういった方向にもですね、導いていただく、農業に進んでいただくというようなことも、また一つの魅力かもわからんですけども、そういったことをせんと、なかなか事業を進めるにしても難しいところもあるのかなあというふうに思いますんで、引き続き、学校との連携をしながら協力をいただいて進めていくということをお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 要望ということでした。浅野委員。

◆浅野博文委員 これに関連しまして、前回、資料をつけていただいとるんですけども、この補助制度の内容の中で、例 1、例 2、例 3 ってことで、ふるさと納税の寄附分が、例 1 は 10 万、それから例 2 が 50 万、例 3 がゼロという感じになっとるんですけど、この辺がちょっとよく分からないんで、ちょっともう一度、説明していただけますか。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。一覧表のほうの 5 ページになります。クリーム色のところに、例 1 ということで書かせていただいております。1 つずつ御紹介させていただきますと、例えば、例 1 が、大学が実施されたい経費、事業経費が 70 万円と、前年に、大学へふるさと納税で寄附したいということで集まった金額が 10 万円としたときのケースです。計算式で書いてますけども、まず、寄附は、10 万円は 10 分の 10、そのまま補助金としてお出しすると。それに、鳥取市の上乗せ分としまして、②になります。これは、70 万円の大学の必要な経費から、まず、10 万円を引きます。そうすると、残りが 60 万円になります。その 60 万円の 2 分の 1 で、市の上乗せ分は 30 万円と、一般財源でそれを上乗せをさせていただきますということで、先ほどの寄附 10 万円に、鳥取市の一般財源 30 万円を足しまして、40 万円になります。そうすると、大学の自己負担は、70 万円の費用から補助金 40 万円を引いて、30 万円を大学が持ち出して事業していただくというケースです。

もう一つの、その例示の 2、例えば、今度は寄附額が 50 万円の場合です。寄附が、①は 50 万円ということで、②番が、対象経費が 70 万円、それから、そこから寄附金を 50 万円ということで引きますと、残りが 20 万円になります。それに補助率 2 分の 1 を掛けまして、上乗せ分が 20 の 2 分の 1 ですね、10 万円と。そうしますと、ふるさと納税の寄附が 50 万円に、市の一般財源による上乗せ、10 万円を足しまして、補助金が 60 万円になりまして、そうしますと、大学の負担は、事業費が 70 万円ですけども、補助金 60 万円を使っていただくことで、10 万円の自己負担になると。

あと、例の 3 については、寄附が、たまたまその年はないという極端なケースですけど、ない場合ということで、寄附はゼロなんですけど、大学にも波がないように安定的に事業していただきたいということで、②番の 70 万円から、寄附はゼロ円ですので、引きますと 70 万円と。これに補助率 2 分の 1 を掛けますと 35 万円なんですけども、上限は 30 万円とさせていただきますと、結果、補助金は一般財源だけ、30 万円と。この場合は、大学の負担は、事業費が、総経費が 70 万円から、補助金 30 万円を引きまして、残り 40 万円を負担いただくという、そういうような立てつけでございます。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 金の計算の仕方は分かったんですけど、このふるさと納税は、各大学を指定して、ふるさと納税をしているってことでしょうか。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。ふるさと納税のサイトで大学を指定して寄附いただくという受付方式になっております。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 大体分かりましたけど、本年度のこの事業だと、どういうふうな想定をされとるんですか。その他の財源のところに、繰入金で、ふるさと納税基金が100万になってますけども、本年度はどういうふうな考えでしょうか。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。本年度の考えということで、本年度は、この寄附金、2大学で10万円で、鳥取市の上乗せ分も足して、総額、今70万1,000円という予算、これを、この範囲内で大学のほうに事業を企画していただきまして、その範囲内で実施をお願いしたいというような立てつけでございます。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 大体分かりましたので、しっかりこれが、活用できるように頑張ってもらいたいと思います。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 関連で、今の16ページの下段の質問をしたいと思います。連携分野として1、2、3、4上がっています。実際ですね、多分、この大学ではこんなことをやってるという情報収集をして、これだったら、鳥取市の課題と合うのでやってみようということで提案をされてるように私は思うんですけど、そのことでいいのか。

もう一つは、それぞれ2大学ということで検討はされているんですけど、どのように2大学に募集をして、どういう経過で決定をして実施をしていくのか、これが2点目。

3点目は、私たちも視察に行ったときに、大学との連携っていうのは、とてもいいなということで、ずっといいなという感想を持ってきました。ただし、その視察に行ったときにね、やはり鳥取に住もうとかいうときには、ただただ事業が面白いだけではなくて、その事業の面白さのところには、人との関わりがあったわけですね。地域活動に参加をしたとか、一緒にごみ拾いの、何か、マスター何とかに参加したとか、その中で、人との交流が生まれて、ここで生活してみたいっていうような、こういうケースが出てたと思うんですけど、そういう観点も、この事業の中の計画性というところで入れるのかどうなのか、この辺もちょっと教えてください。よろしくお願いします。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。まず、連携分野のこの4つの設定ですけども、これが、大学がそういうことに取り組まれているようなことも考慮して設定されたのかということでございます。回答としては、そのお見込みのとおりということでございます。この分野につきましては、昨年2月に、次の2番目の2大学に募集しての決定化にも関連するんですけども、鳥取大学と鳥取環境大学、そして、鳥取市と、このふるさと納税を活用した地方創生などに関する連携協定を、学長、市長と結んでいただきました。その連携協定の内容を、両大学と協議を行いまして、この地域人材、それから、活性化、安全・安心、こういった分野で協力していこうということで定めたものですので、その定める過程で、大学として、鳥取市に貢献できる分野ということで絞り込んだ、設定したものということでございます。2番目につ

きましては、そういう経緯がありまして、2大学への寄附ということで募集をしておりますので、2大学が事業対象になりまして、その費用、前年度で寄附額や、この事業費をお示しをして申請をしていただくという流れで考えております。

そして、地域の活動に御参加いただいて、人との関わり、これも大切な観点ですので、こういったことも入れる、この事業に入れていくのかということでございましたけども、まさにそのとおりでございまして、この一覧表の資料の5ページの一番下に、こちら、大学とお話したときの、こういったことでできるんじゃないかというイメージを書かせていただいています。どれも地元の方と触れ合ったり、地元の課題を解決する過程でお話をして知っていくと、人と関わっていくというプロセスを経てやっていく事業が基本になりますので、やはり、その人と人とのつながりが定着の一助にもなるというのも、その学校の先生方ともお話ししていますので、3番目につきましては、そこも当然、事業計画で見ていきたいというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

もう一点、その関連でお願いします。こういった事業って、1年間で完結するものもあれば、課題を持って、次の年に改めてやっていくというような、継続性を持った事業も出てくる可能性もあります。そういった部分でいうと、今年はこうであってでも、次年度も、その継続性ということを考えているのかどうなのか、この辺も教えてください。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。継続性も考えております。補助金の申請は年度ごとでございすけども、前年度に引き続いて、今年度はこういう観点でやりたいというような事業計画をいただいて、審査して事業実施していただきたいというふうに考えてます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私も、その事業についてなんですけど、これ、ふるさと納税の関係で、大学が対象なんですけど、これまで専門学校も対象にされてた事業がね、同じように、麒麟のまち圏域の魅力を発見しようってあったんですけど、専門学校はどういうふうになっちゃうんですかね。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。専門学校についても、この事業実施に当たって、検討はさせていただいたんですけども、まず、この就職率のところが、専門学校は、ある専門学校さんは、地元就職率100%であったり、80%、60%ということで、基本的には相当高いというのもありまして、その中で、寄附金に加えて、鳥取市の自己財源、一般財源のほうも活用するというので、検討の中で、事業をやっぱり重点化させていただこうかなというところで、まずは、その2割の大学をやってみたいというようなことで定めたものでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 地元就職率が専門学校のほうは高いということなわけですね、分かりました。いや、ただね、その定住を促していこうっていうことでいくと、そうなのかなと、その低

いね、大学に特化してっていうのは、そうなのかなと思いますけど、同じ若者なので、ちょっとやっぱりね、せっかくこれまで専門学校の方も使われてたわけだから、何か別のことでね、市のほうの制度で活用できるようなものがあったりとか、また機会があれば、検討していただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほかありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 事業別概要 19 ページ上段、市民会館施設管理費です。大きく 2 つありますけど、まず 1 つ目ですね、この改修工事の 2 億 5,800 万余、この額が妥当なのかどうなのか。また、その内訳ですね、説明資料 1 の 1 の 6 ページで 4 つ、熱源設備、空調設備等々書いていただきましたけど、この内訳教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。そうしましたら、資料 6 ページの右側のところを御覧いただきたいと思いますけども、おっしゃられた、この 4 つの内訳ですけども、熱源設備、これにつきましては、この事業費 2 億 5,841 万 2,000 っていうのは、これは 2 か年かけて工事をするということで、その、今年度につきましては 40%の部分ということにしておりますので、総事業費が 6 億 4,603 万円ということです。これの内訳のほうで言わせていただきますと、熱源設備が 2 億 2,176 万円です。ですので、これの 4 割が、今年度の事業費になるということです。それから、空調設備、これが 2 億 2,726 万円でございます。それから、受変電設備、これが 9,790 万円、残り、その他の施設更新が 9,911 万円というふうになっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 総事業費の内訳でお答えいただいて、その各 40%ぐらいが、今回の事業別概要にかかっている費用だということで、この金額が突出してますので、この金額が妥当かどうかというのを。聞き方ですよ。どう判断したらいいのかなと思いましたが。

次の質問に行きます。UD債と、充当率も改めてお聞きしますが、この正式名称が、公共施設適正管理推進事業債ということでよろしかったでしょうか。①～⑥ぐらいのものがあって、5 番目がユニバーサルデザイン化事業、このことを言ってるのか、このUD債について、今言った事業債の名前で合ってるのかどうなのか、充当率も含めて教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田です。UD債と言っておりますけども、正式には、公共施設等適正管理推進事業債のユニバーサルデザイン化事業ということです。これが起債の名称です。ユニバーサルデザイン化債、起債ですので。これにつきましては、充当率が 90%で、交付税措置率が、鳥取市では 45%になります。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私が言ったもので適合していたということで、交付税措置率も、財政力に応じて 30%～50%、本市は 45%だということでした。

この対象事業が①～⑥まで、集約化・複合化事業から、除却事業までである中で、このユニバーサルデザイン事業に、今回該当するからということよろしかったですか。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田です。このバリアフリーの改修工事につきましては、資料の7ページのところにもうたってますけど、鳥取県福祉のまちづくり条例とか、鳥取市バリアフリー基本構想に基づいて改修するということで、もともとは国のバリアフリー法に基づいて、基準というのは設けられてまして、それに基づいて、まず不適格なところとかを改修していくということにしております。これの事業に対して充てれる起債というのを、これは財政とも協議をした上で検討した結果、このユニバーサルデザイン化債が充てられるということで、それを活用しようということに決めたところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 財政課とも協議の上、より有利な起債で事業を行うということが分かりました。今の対象事業も、ユニバーサルデザイン化事業の、何かバリアフリーの対象をまず解消して、こうやっていくんだということが分かりました。金額が多いので、ぜひ、この2か年続いて、債務負担行為の、この71ページですかね、この中でも聞こうと思いましたがけれども、一番最初に、総事業費で答えていただきましたので、ぜひ、こういった予算を、しっかり精査していただいて事業を進めていただきますように、また、市民負担がないように、工期のほうもしっかり管理していただきますよう、よろしくお願いします。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 事業別概要18ページ下段、文化施設のあり方に関する検討事業費についてお伺いしたいと思います。事業内容のところに、新たな文化施設の整備に関する基本計画を策定するに当たり、基礎調査を実施するための経費ということで、調査内容として、候補地が複数か所ということで説明をされたと思います。その具体的な複数か所はどこなのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田です。複数か所と言いました。今回、この基礎調査では、まず、基礎調査の中でやっていこうと考えておりますけども、整備可能な候補地、これを基礎調査の中で、これは市が持っている土地、それから民地でも、可能であればですけども、それを対象にして、整備可能な、まずは候補地というのをリストアップをしていこうと考えております。その中で、整備の実現性の高い候補地を何か所か絞り込んで、それに、今、新たな文化施設の整備に関する基本構想の中でもうたっております、ホールでいいですよ、300席～800席という幅を持たしておりますけども、例えば、一番こうミニマムな300席の場合に、どういった機能をつけて、どういった規模のものを整備し、それにどれぐらいの事業費がかかるのかというようなパターン、また、マックスの場合の800席の場合だと、それがどうなのかというようなところで、候補地を何か所か選定して、さらに、その内容を、何パターンか設定をして事業費を出していくという、そういう調査をしようというふうに考えてるところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 失礼しました。ただね、9,900万という予算がつけられてるわけです。となると、大方、大体こういったところを目安にして、これぐらいお金がかかるだろうと。

◆上杉栄一委員 990。

◆坂根政代委員 失礼しました、990万、一桁多かったですね。という算定を立ててると思うんですけど、その辺のこの予算の立て方について、お伺いします。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田です。予算の立て方というところですけど、先ほどお話をさせていただいたように、候補地を絞り込んで、それぞれパターンを何パターンかを設定して、概算事業費を出していくというところで、これをコンサル会社のほうに出す中で、今回、特に機能、内容のところですけども、これをある程度、この来年度から基本計画を作成するに当たりまして、また有識者会議等にもお諮りしていこうかなという中で、これまでの会議で、場所とか規模、それから、どういった機能を入れられるのかというのが、全然決まってない中で、イメージできないというような、そういった御意見もありました。そういったことを踏まえまして、有識者会議の中でも、議論していただくために、少しイメージできるようにというところで、ただ、場所とその規模ですね、それから、それぞれの施設、それから、設備の規模、それを少し具体的に、ホールでしたら大体何席、練習室であれば何平米とかってというようなことを設定をいたしまして、さらに、その土地の広さによって、どういった、その建物の構造になるかということも、いろいろと制限があったりとか、土地が広ければ平屋で広く使えるというようなことがありますし、そういったところも考えまして、ポンチ絵みたいなものですね、建物の構造、簡単なその構造を示してもらおうかなというところも考えまして、そうしますと、やはり少し設計的な要素も入ってくるというところで、少しこの調査業務とはいえ、やはり、この990万というようなお金が少しかかっているということになってるところでございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 基本構想を策定して、これから計画化をするというところのためには、こういう調査が必要だということは分かりましたし、ある程度の概要をもって臨まなければならないと、ここも分かりました。

ただし、ここからは、ちょっと要望なり、意見ということになると思いますけれど、市民会館のこととも関わってくるんですが、実は、一度こうバリアフリー化含めてですね、市民会館の計画が出されました。そのときに、市民の方々からも、えっ、これだけでもかけるのという、こういう意見もいただいたこともあります。ただし、空調の設備だとか、ああいったことは、やっぱり基本的なことなので、利用される方のためには、整備をしていかなければならないということで、今回、この19ページの上段の提案がされたと思うんですが、ここからが意見要望になるんですけど、実は、その文化施設の在り方の基本構想を立てるときにね、実際、市民会館は、15年後には、もうなくす方向性での提案がされてたわけです。だけれど、実際こうやって、大きなお金をかけて改修をする、しかも、TORIKOI PARK（とりこいぱーく）ができた、または、その文化施設の構想の在り方の中で、美術館機能を持った、そういう分野も示されている、そして、新たな、美術館をつくる会ということでの運動も始まっていると。こういうような構想を立てたときにね、今後、市民会館の在り方含めてね、やはりしっかりと、こう計画なり構想をもう一度考えながら、調査、研究ということをやってほしいということだ

けは要望しておきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 要望ということでした。

そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決に入ります。議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認について、質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、企画推進部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

午後 0 時 9 分 休憩

午後 1 時 9 分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 会議を再開いたします。市民生活部に入ります。

まず初めに、蔵増市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。蔵増市民生活部長。

○蔵増祐子市民生活部長 市民生活部長の蔵増でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会で御審議をいただきますのは、6 月 17 日、前回の委員会で御説明を申し上げました、議案の 75 号、89 号、96 号の 3 件でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 それでは、議案審査に入ります。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。坂根委員。

◆坂根政代委員 事業別概要の 23 ページ下段、地区公民館こどもの居場所づくり事業費について質問をしたいと思います。まず初めに、先回の説明のときにもあったんですけど、ちょっと聞き漏らしがあったのでお尋ねをしたいと思います。この予算の内訳を、もう一度説明してください。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。今、御質問がありました地区公民館こどもの居場所づくり事業の予算の内訳について御説明をいたします。まず、立ち上げに係る環境整備の費用といたしまして、エアコンや冷蔵庫等の備品購入、これが 12 の公民館分ですけれども 892 万 3,000 円、それから、フローリング等の修繕費、これが 5 館分で 239 万 7,000 円、そのほかに運営に係る費用といたしまして、見守りなどのスタッフの報酬として 932 時間分の 124 万円、それから、講師やボランティアスタッフの報償費として 76 万 1,000 円となります。その他消耗品などの費用として 194 万 8,000 円となりまして、合計が 1,526 万 9,000 円となります。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。見守りが 930 時間で、124 万という今説明を受けました。この見守りというのは、公民館職員がやるのか、新たな人を雇うのか、それはどちらでしょうか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。子供の見守りにつきましては、地区公民館の職員が事業に支障のない範囲でできる場合は公民館の職員も行いますし、見守り専用のスタッフ、時間単位で雇用する事務職員になりますけれども、そのスタッフを雇用して、見守りのほうを行う予定としております。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。その専用スタッフを雇用するのは何館ですか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。見守りを行うスタッフの費用として要求している館は 6 館でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 この6館は、どういう事業をやって、この専用スタッフが必要だというふうに計画をされているか教えてください。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。例えば、放課後の見守りのスタッフであるとか、あとは、イベント時の同じように見守りや、イベントスタッフとしての人件費等になります。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 昨日だったですか、金田議員のほうからも、放課後児童クラブとどう違うのかと、特に放課後の見守りということになると、こちら辺がちょっと微妙なところが出てくると思うんです。しかも、放課後児童クラブでいうと、県であるとか市であるとか、そういったところの研修をしっかりと受けた者が、そこに当たるということになっておりますけれど、この公民館事業ではどうなっているのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 米田参事、6館を具体的に、最初に名前を挙げてもらってからお答えください。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。6館の公民館案としましては、美保地区公民館、美保南地区公民館、末恒地区公民館、賀露地区公民館、河原地区公民館、日置地区公民館の6館となります。

それと、放課後児童クラブのことについてお伺いしましたし、あとは、見守りスタッフの資質や研修のことについて御質問がありましたが、公民館職員のほうは、今回の放課後児童クラブで、子供の見守り、以前から公民館のほうでも、子供向けの事業等はして、子供とはいろいろ触れ合い、接している職員ではありますが、そういう支援が必要な子供たちを見守るというようなところについては、専門的ではない部分もありますので、その点につきましては、鳥取市のこども家庭センター等と連携いたしまして、見守りの方法であるとか、どういう視点で子供たちと接すればいいのかというようなところの研修を行うようにしていきたいと考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 研修はしっかりやっていただいて、子供との関わりが十分なものになるようにってことで求めていると思います。

私が、このような質問をさせていただいてるのはですね、実は、2月だったと思います。この事業自身は、令和6年度だったのでしょうか、こども未来会議で、子供たちから、特に久松地区であるとか遷喬地区の子供たちが、放課後行くところがないという、こういう話から、ぜひ、どこか居場所がつくってほしいということから、市長が公民館等が使えるようにということで発案をされました。

元に戻りますが、今年の2月議会で、ちょっとこのことをどうなってるんだろうかということとで調べましたら、各公民館が、実は子供が来訪したことがないって、ゼロ回答だったんですね。にもかかわらず、今回これが出されたということは、ある部分でいうと、協働推進課のほ

うが、よりその事業を促進しなければということで働きかけをしていただいたんだと。そして、各公民館が事業計画を立てて、こう出したんだというふうに思いますけれど、一つ気になるのは、その見守りに関わる人の人材が、どうあるべきかということや、子供に何かがあったときの保険はどうなるのかという点。もう一つは、長期休みのときもということがありました。長期休みで、朝から晩までいるんだらうかとか含めて、その辺がとても気になるところなので、その辺はどう整理をされてるのかというところで質問したいと思います。

子供の保険のこと、さっきの人材を育てていくということは、これからだということで、研修を深めるということだったんで、2つ目はよかったと思います。3つ目としては、長期間の子供の利用というところはどう考えているのかということで教えてください。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。すみません、1番目が人材の研修のことということで、2番目が保険のことです。

◆坂根政代委員 はい。

○米田亜希子協働推進課参事 保険のことにしましては、公民館のほうで、総合賠償保険というものに入っております、公民館で実施する事業につきましては、保険が下りるようになっておりますので、もし子供さんがけがをされた場合とか、そういうような場合には、見舞金等が出るような制度がございますので、そちらを利用させていただきます。

長期休暇中の利用に関してでございますけれども、あくまで公民館は、一般の方の利用も通常ありますので、その一般の方の公民館の利用状況であるとか、あるいは、貸し館のほうもしておりますので、そちらのほうも勘案して、支障のない範囲で事業を実施するように予定しております。ですので、公民館も、夏休みに子供向けのイベント等を開催する場合がありますので、そういう場合は、丸一日ということでイベントを開催することもあるかと思いますが、宿題をしたりとか、遊びをしたりとか、そういうような、子供が自由に公民館を使われるような場合につきましては、必ずしも丸一日というわけではなくて、時間を指定して利用していただくことになろうかと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 答弁ありがとうございました。実際やってみないと分からないところがあるという状況だというふうに推察をいたしました。ただし、今、言ったように、例えば、もうここは利用が入ってるよとか含めてですね、事前に分かるシステムをどうつくっていくのかというところを、子供たちは、実際4年生以上ですから、今の放課後児童クラブであると、本来は国の法律でいえばね、1年生～6年生までは受入れができるんですけど、キャパの関係で、どうしても高学年が使えてないという、こういう状況があるので、今回の制度も、これは、より利用ができるようなところだと思いますが、じゃあ、そこがこう、親がね、仕事行ってしまって、例えば自転車で公民館来ました、じゃあ使えませんでしたっていうことにならないように、気をつけてやってほしいというふうに思いますので、その辺をきちんと周知ができるようにしてやってください。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 答えられますか。米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田です。坂根委員さんがおっしゃられましたように、そういうふうにご利用が重なる場合もあるかと思いますが、その辺は、公民館のほうできちんと調整して、困られることがないように、事業のほう実施していきたいと思いますので、御意見のほう参考にさせていただきます。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか。浅野委員。

◆浅野博文委員 これに関連しまして、今も坂根委員からも話がありましたけども、再度確認で、子供の安全が一番大事なんですけども、その主体者とか責任者っていうのは、公民館でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 主催者というのは、鳥取市の事業になりますので、鳥取市のほうが主催ということになります。館長のほうは、施設の管理者として、安全のほうを配慮していただくというようなことになろうかと思います。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 全責任というか、館長さんというか、公民館のほうが負うってことで理解はさせてもらいましたけども、あと、気がかりなのは、先ほど見守りも、スタッフの雇用もね、言われてましたけども、職員さんに負担がかからないように、それは、ぜひともお願いしたいと思っています。

それと、あわせて、61の公民館を年次的につて、この間聞きましたけども、公民館でも、子供さんが少ない地域もありまして、ここも、どうしてもつくろうとされとるのか、状況を見てつくらない、そういった公民館もあるのか、その辺の考えを教えてください。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田です。まず、一番最初に言われました職員の負担のないようにっていうところですけども、先ほども、人件費のことに关しまして御質問がありましたけども、必要なスタッフについては、費用のほうをつけて、職員の増員っていうことも対応させていただきたいと思います。

それから、全地区で実施するかというところでございますけども、あくまで鳥取市のほうとしては、全地区で、この事業を実施するように予定はしておりまして、確かに、子供さんが少ない地区もあることはあると思うんですけども、利用されたいと思う子供さんのほうが利用できるような体制を取りたいと思っておりますので、今後、令和11年度までに向けて、全地区で実施できるように、先行事例の公民館の事例等も参考にしながら、検討を進めていきたいと思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、これにちょっと1件だけ関連してお聞きしたいと思います。先ほど米田さんのほうの説明の中では、管理については館長がという話があった。ただですね、館長は午前中でほとんど帰ってしまわれるんですね。そういった中で、子供たちが来るのは午後なんですよね。ましてや、2時、3時以降が中心になってくるという時間帯、そういった中に、今の4人の職員で、どんな対応ができるのかなと。私、はっきり言って無理だと、無理があるなあ

と。今、職員の増員も考えておられるということもあったんだけど、やる限りには、2人やろうと、3人やろうと、子供が、そういったお願いをされたときにね、誰かが面倒を見ないけんということになる。それで、やっぱり一番心配するのは、事故があつたりっていうことになる。だから、その自由に部屋を貸したりっていうようなことは、たやすいことかもわからんけど、目の行く範囲は、誰が管理できるのか、そういったところを、やっぱりもうちょっと煮詰めるっちゃうかですね、考えながら、私は進めるべきじゃないかなというふうに思いますけども、その辺をどのように考えて、その責任の所在とかですね、今の4人の職員で、湖山西なんか、とっても忙しゅうしておりますね、もう教室も山ほどある。そして、グラウンド・ゴルフでも年に何回もある。そうしたら外に出るわけですよ、職員もね。だから、果たして子供の面倒まで見えるんかという、私は疑問に思うところなんで、そういったところも、ちょっとお聞かせいただければと思います。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。星見委員さんがおっしゃられたように、確かに、地区公民館の職員も、いろいろ仕事を持ちながら、この子供の居場所事業のほうも実施をしていただくことになろうかとは思いますが。館長さんは、週に19時間ということで、不在の期間もあることはあるんですが、館長が不在の間でも、ほかの職員3人おりますので、その職員で回していく。全体の責任のほうは館長になりますけれども、職員のほうで、そのほうは、管理・運営をしていくということになろうかと思えます。

今回、お預かりする子供さんたちは、基本的には小学校4年生以上の子供さんで、小学校低学年の子供さんにつきましては、保護者が同伴ということでお願いをさせていただいております。ですので、ある程度、自分のことは自分でできて、きちんとルールを守って、公民館のほうを利用していただけの子供さんのほうを想定しているところですので、放課後の見守り等につきましては、常時、必ず職員のほうがついているという状況ではなくて、見守りスタッフがついている箇所もありますけれども、職員のほうが、折を見て様子を確認するといったような形で運営を予定しております。

また、各公民館で、それぞれの運営の実態、部屋の広さ等によりまして、受入れができる人数の上限というのを設ける必要があると思えますので、そのところは、公民館の中で、業務の量や部屋の広さ等を勘案して、受入れ可能な人数で、この事業を行っていただくように想定をしているところですので、その辺りで、子供さんたちに何か事故があつたりとかないような見守りができるような体制を整えていきたいと考えております。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 話はそれなりに理解のできる場所もあるわけですが、今鳥取市内にある公民館の中で、やはり人口規模であつたり事業規模、全く地域によって違うと思うんですね。ですから、本当に地域住民の出入りがほとんどないような公民館もあれば、朝から晩まで出入りの多い、教室は朝から晩まで部屋が空いてないっていうような公民館なんかは、そういった子供の事業を増やして、本当にできるんかいやというのが、私の率直な意見でございまして、やはり、そういったところには、先ほどね、職員を補充するとかっていう話もあったんだけど、よ

く考えていただきたいなというところが率直な意見です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。米村委員。

◆米村京子委員 私も、星見委員に賛同いたします。あまりにもね、事業が多過ぎて、抱え切れなくなっているのが現実でございます。その辺のことを、よく酌み取ってくださいませ。

◆吉野恭介委員長 御意見ですね。

◆米村京子委員 意見です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 同じく関連をしてお尋ねします。事業別概要 23 ページ下段のこの背景ですね、以前から、小学生など、放課後や長期休業中など云々、要望があったとのことですが、いつから、どんな要望があって、具体的って、その課題の背景ですね、自分が説明資料のほうも見ると、子供の自己肯定感を高めるということもあったので、家に帰って、スマホとかですね、タブレットとかをずっと見ているよりかは、子供の発達も考えて、そういう人と人のつながりっていいですか、そういったものの場所が要るんだということかなと想像はするんですけども、この新規事業の必要性、実態、どういう要望だったのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田でございます。要望と、具体的な要望といたしましては、こども未来会議、こちらのほうで、そういった場所が欲しいというようなお子様の御意見がございましたので、具体的な要望であったという、大きなきっかけになっているということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 多分資料がないから、具体的にお答えできなかったのか。要は、課題認識というか、実態っていいですかね、この事業別概要で、今回新規事業で上がってると思うんですけども、ここの最初に書いてある、背景として要望があったと。こっちを見たら、子供の自己肯定感を高めたいんだと、こういう要望があって行っているんでしょうか。放課後児童クラブと、どうすみ分けしていくのかとか、その資質ってどうなのかとか、いろいろあると思うんですけども、そもそも、この事業が必要な理由ですね、どういった実態を把握されてるのか。全館に広げていきたいということですので、もう相当計画をされてるものだと思うんですけど、課題認識等も含めてお願いします。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田でございます。きっかけとしましては、先ほども申し上げました、こども未来会議で要望があったということなんですけども、実態としまして、現在、地区公民館でも、放課後ですとか、子供さんが立ち寄っておられて、公民館で過ごされてるっていう実績もございます。そういった中ですね、このたび、しっかりと見守りできる体制があったらいいなということで、この事業を立ち上げた次第でございます。

自己肯定感ですとか、子供の居場所につきまして、国のほうがこどもの居場所づくりに関する指針ということで出しておりまして、そこに、子供の居場所が求められる背景といたしまして、実際として、国の中でも、子供の居場所と、そういったところが少ないというような現

実がございます。そういったことも酌み取って、鳥取市でも行っていきたいと、そういうことで検討したところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 公民館職員の負担というのは、ほかの委員さんからも御発言があったように、人を増やすというのはいいことだなと思いますので、そういったことも踏まえてですね、国の指針もありますけれども、本市の実態、あと、子供の健全な発達ですね、こういったことにしっかり資することができるように、見守りをお願いしたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 頑張る町内会応援事業費についてです。8ページに、頑張る町内会応援予算って、この間説明をしていただいたんですけども、これサンセット事業です。それで、内容及び対象という中にですね、3つほど、情報伝達のデジタル化とキャッシュレス集金システムの導入、それから加入促進イベントの実施、加入呼びかけポスター作成、その他ということで上げておられるんですけども、4月の視察で、練馬区だったかな。そこで、デジタル化の取組について説明を受けまし。ただ、これは、ある面では、二重の負担になるんじゃないかと。要するに、町内会からすればですね。結果として、デジタル化100%できる話じゃないんで。となってくると、従来どおりの紙媒体ということになると。要するに、逆に言うと、町内会の役員さんの負担というのは減るんじゃなくて、増えるんじゃないかというような、そういった議論もあったんですけどもね。それから、その後の、ちょっとよく、これがイメージが分からんですけども、加入促進イベントの実施とか、ポスターは何とか、何となく分かるんですけども、その他、町内会が実施する先進的な取組等ということで、具体的な事例を挙げると話じゃないんですけれども、担当課からすれば、全国でもこういう事例があるとかというような話っていうか、そういった情報が入るとるかどうかわからんですけれども、どうもちょっとイメージがしにくいんですわ。だから、所管課として、事例としては、どういう取組が展開されているのか、その辺りの情報が分かれば教えていただきたいということが1点。

それから、予算については、1町内会で、8万円で5分の4、サンセットということなんだけれども、これ、町内会の加入を促進するということであるならば、もちろん町内が主体とする話なんだけれども、事業費についてね、結果としては5分の1が地元の町内会の負担になるわけだ。だから、コミュニティ支援事業で、各町内会に3万円ですか、それは地元でそういったメリットがある、だから、それは分かるんだ、5分の4で、5分の1は町内会がだけれども。この事業に町内会の負担を課するっていうのが、ちょっと理解できんですけども、そのことについて答弁お願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 まず、補助対象の事例ですね、こういったものが想定しているかということなんですけれども、イベントの開催っていうのはですね、例えば納涼祭ですとか、地元のイベントとかに未加入者の方も御招待いただきまして、そういった方に向けた加入促進のブースを設けるとか、そういったことも想定はしているところでございます。そのほか町内会のホームページ作成ですとか、あとキャッシュレス決済、町内会費のキャッシュレス集金の導入です

とか、あとは、役員の負担、こういったこともございますので、例えば役員の業務のマニュアル作成の委託ですとか、あとは加入促進のリーフレットの作成、またはSNSを活用した情報発信、そういったことなども想定しているものでございます。

あと、補助率に関しましては、このたび5分の4ということで、自治会さんの負担も含めまして、10万円が上限ということにはなるんですけども、鳥取市内の補助金としましては、かなり率としては高いほうなので、10分の10までは、ちょっと自治会のほうに資産とかも残る場合もございますので、一部は御負担いただいて、5分の4でお願いしたいなというところでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 補助率について、5分の4、10分の10っていうのは、地元の、ほかの補助金の動きを見てる中で、かなり高い補助率だということは理解はできますけれども、この自治会の町内会の加入率がどんどん減っていくような状況の中で、鳥取市の業務っていうのかね、要するに、市の業務委託するような形で今運営しとる話になってくると。本来は、鳥取市でお金出しますんで、各町内会で加入促進の取組をやってくださいよというのが本当だと私は思うんだ。全く、その町内会の独自事業でね、町内会事業やってるんだったら分かるんだけど、多くの業務の中で、ほとんど市の下請みたいのもんで、委託事業みたいな形のものであるわけですね。だから、果たして、この10分の10っていうのが難しいっていう話だけでも、私の考えとしては、これは、本当言うと、市が積極的に、各町内会に加入促進をお願いするというようなことで、本来あると私思ってんだ。そうであるならば、ここにあるような今イベント、ホームページとか、キャッシュレスとか、あるいは役員の学習かな、それからリーフレット、分かるんだけど、これって本当言うと、市がちゃんとやってくれて、地元を下ろしてもらうというのが、本筋だと思うんですわ。だから、町内の独自の町内会活動ということであるならば、それはそれとして、町内会が、町内の自治会が主体として動く話だろうと思うんだけど、その加入促進を、もちろん町内はそうなんだけど、実質的には、多くの業務が市の業務を受けとるような状況の中では、もう少し考える必要があるのかなっていうふうに私は思います。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 委員さんおっしゃられるとおり、各自治会につきましては、鳥取市からお願いしている業務、例えば人選ですとか、そういったことも多くしていただいている現状はございます。そういった中で、市役所の中で見直せないかということで、昨年度、持続可能な町内会づくり応援チームというのをつくりまして、その中で、行政協力業務の見直し、例えばその人選をしていただいている部分について、本当に地元にしていただかないといけないのかとか、あとは、町内活動支援制度、これは補助金とかなんですけども、もっと簡単に使いやすくないかとか、そういったことも検討を進めてるところでございます。そういった中、実際に、行政協力の中で人選とかについては、一部見直しが行われたもの、補助金については、例えばコミュニティ助成の3万円の分ですね、食糧費とかも使えないかというようなことも多く御意見いただきましたので、そういったことも可能になるとか、見直しもかけていっているところでございます。今後も、引き続き見直し等は行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

ろです。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 目的については、これに異論するものではないけれども、実際にこれ、手挙げる町内があるかどうか分かんだけれども、このことを取り組むことによって、逆に、町内会の役員さんの負担が増えるような話になっても、これは本末転倒なわけだから、その辺りについて、要するに、これだけのものを出して、これだけの効果がある、それは、あるということの中で、地元のその負担感っていうかな、それこそストレスというか、そういったものがないって言うってても難しいかしらんけれども、何かそんな感じがしてね。いいことやってんだけれども、結果としては、かえって地元が結構いろんな業務、業務じゃないんだけれども、さっきの話で、デジタルになれば、結果としては、やっぱり紙の媒体も要るわけで、だから、このモデル事業っていうか、デジタル化でやったんだけれども、かえって負担が増えたというようなことになりかねんように、そういったことも踏まえた形での市の対応をしていただきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 同じく事業別概要 23 ページの上段、頑張る町内会応援事業費ですね、説明資料もありまして、先ほど、練馬区の視察、部長帯同で行った分ですけれども、自分も視察報告の中で書いたんですけれども、先ほど、夏祭りで加入のっていう話もあって、イメージして、P a y P a yだとQRコードを首にぶら下げて、それをもって1つの決済システム、現金で払ってもらるか、P a y P a yのQRコード読み込むか、2%程度の手数料かかるということでしたけれども、相手が選べるという、一つの決済手段のプラスとしていいなと。全員にQRコードで読み取らすっていうわけじゃなくですね。特に、自分の町内でいくと、各班長がいて、見守るっていう意味でも、この町内会費を集めるときには有効だなと思うんですけれども、なかなか会えない人が夏祭りに来たときに、ぱっとQRで、キャッシュレスで読み込んでもらうのは、とてもいいことだなと思いながら、ただ、規約つくったりするのが大変負担になると思うので、こういったその相談体制とかですね、サポート、もしもそういう手挙げがあったときに、ぜひそういうところまで、練馬区のようにといいますか、先進事例のようにですね、負担なく、こういう役員負担が減るような取組にできるようにしていただきたいなと思いますけれども、実際、キャッシュレス集金システムの導入の希望、町内会はあったんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田でございます。具体的に、キャッシュレス決済というわけではないんですが、デジタル化というのを検討されているというような町内会から、幾つか相談を受けたこともございますので、既に、いろんなところで見直しを自発的に行ってくださいって町内会があるということで、そういった方も応援していきたいなというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ぜひ、自治会連合会であつたり、町内会の説明ですね、を求められたときには、丁寧に、こういった先進事例があつて、こういうふうになりますよということも含めて、しっ

かり相談体制、サポート体制の充実を図っていただきながら、先進地を参考にさせていただきながら、取組をお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 関連です。頑張る町内会応援事業費です。練馬区に行ったときに感じたことなんですが、練馬区では、例えば情報化伝達のデジタル化を進めるに当たって、IT企業と連携をしながら、そこが町内会に説明に行ったりだとか、そういうことも含めてあったわけですね。質問をしたいのは、鳥取市としては、どこかの企業との連携ということを考えられているのかということと、もう一つは、町内会に周知をする場合に、ここでいうと、自治連加入町内会では、地区会長を通じて周知と書いてありますけれど、私の町内会は小さいので、集まったほうが早いという、こういう状況です。

しかし、今度は校区全体を見ますとね、毎年毎年、町内会長が替わるわけです。そしたら、この周知っていっても、なかなかイメージができない人のほうが多いのではないかとということで、実際デジタル化というのは、こういう事例があるというようなことを示していかないと、なかなかこのイメージ湧かないと、応募しますってことにならないと思うんですよね。あわせて、キャッシュレス化ってなったら、キャッシュレスの人もおれば、そうでない人もおるし、実際なかなか、次の段階という、こういう状況になると思うんですけど、それも含めてね、やはりこういう状況なんだとか、こういう事例なんだということを示していかないと、周知が難しいなあと。そしたら、周知が難しいと、この事業が進まないなあとということになるので、その辺はどう計画しておられるのかということで、2点お伺いいたします。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田でございます。まず、鳥取市で行ってるデジタルの関係なんですけども、企画推進部のほうで行っておられますスーパーアプリの導入ですね、こちらについて、デジタル回覧板とか、そういったことができないかということで、今年度実証実験等させていただけたらなというふうに検討しているところでございます。

もう一つ、周知方法でございますが、まずは、自治連のほうで行われます地区会長会を通じての説明、これに加えて、公式ウェブサイトでの周知、市政広報番組に出演いたしましてPRをさせていただきたいなというふうに思っております。あとは、文字放送での周知、鳥取市公式LINEでの周知、市報への掲載、そういったことを検討しているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 様々な方法でということでした。町内会から説明に来てくれといった場合には、それは対応できることですか。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 お問合せがありましたら、そちらには丁寧に対応したいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 やはり、こうイメージできないこと、自分が理解できないことは、人にもお話

ができないんです。人にお話ができないってことは、理解してもらえないということにつながるので、しっかりと町内会であるとか自治会校区であるとか、そういったところへの丁寧な出向いての説明っていうのが、私は必要だと思ってますので、よろしくお聞かせしたいと思います。要望です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、この件について、この事業自体をとにかく言うものではないわけですが、ただ1件だけ、意見を述べさせていただきたいと思います。というのがですね、まず初めに、現在の未加入町内会、それから未加入世帯、これの実態についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 まず、町内会の加入率なんですけれども、令和8年の5月現在で、57.7%でございます。加入世帯としましては、自治連の加入世帯数でございますが、鳥取市の住民登録制の世帯数8万2,222に対しまして、自治連加入世帯数は4万7,432世帯でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 加入世帯は、ほぼ半分ですよ。それから、加入町内会が57.7%、はっきり言って驚きました。確かに、私が住む湖山西、湖山でも、非常に加入してない町内会が多い。それから、加入しとったけど、脱会する町内会が最近増えてきとるということが、非常に大きな問題なんですね。ですから、頑張る町内会を応援することも、これは必要なことでもあるわけなんですけども、今の自治連が一番、頭悩ましとるのが、この未加入世帯を、いかに引き上げていくかということで、ずっと努力しておられるところであります。そういった中でですね、私は、未加入世帯、未加入の町内会を、いかに押し上げていくか、これが、一番重要な点になるんじゃないかなというふうに思うわけですし、こういった加入促進ですね、行政として、日頃から、こういった支援をしておられるのか、この辺についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 加入促進につきましては、鳥取市といたしましても、鳥取市の自治連合会様と協力いたしまして促進をさせていただいてるところなんですけれども、自治連合さんのほうで作成されてます、鳥取市も協力して作成しているパンフレットなど、転入いただいた方ですとか、御相談いただいた方について、配布等しているところです。

あと、本年4月だったかと思いますが、市報での掲載ですとか、ラジオ等へ加入PRの出演ですね、そういったこともしているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 活動自体はやっておられるということは分かりました。ただ、そういった活動を通じて、いかにどれだけの未加入町内会が加入していただけるのか、未加入世帯が加入していただけるのかという、実績を伸ばしていくということが大事なことはないかなというふうに思うんです。どこの町内でもそうですけども、やはり多忙化ということが言われましてですね、若い方はもうとにかく忙しい。これでも、大体、おられる60代、70代、80代、本当に年取っておられる方は、そういう世代の方が町内の会合に出ざるを得んというような世帯もあってで

すね、とにかく役せないけんから、もうとにかく入りたないんだという声が非常に多いんですね。ですから、そういったところをですね、やはり行政として支援がね、もっと頑張っとる町内に、1つの事業で8万円を支援しますということも、これも1つの事業としては、それなりにいいところもあるわけですが、私は、この頑張る町内会だけではなく、未加入の町内会、そういったところを、いかに入っていただけるかというところに、もう少し力を注いでいただきたいなという、これは要望で。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田でございます。加入促進につきましては、こちら、いろいろ検討はしていかないといけないところではございますが、現在、鳥取市の自治連合会様の加入促進委員会というのがございまして、そちらのほうにも、鳥取市のほう出席いたしまして、今後も一緒に検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。子供の居場所のところに戻りますけれども、国の指針のことを言われたんですけれどもね、この居場所っていうのは、それぞれ感じ方があって、例えばAさんは居場所って思ってる場所でも、Bさんは思わないっていうね、そういったものだということが前提としてあって、だから、利用してる子供たちの声、意見を聴くことが大事だっていうことが指針にあるんですけれども、今回こうやって、公民館を子供の居場所として使っていくと、つくっていくということの中で、子供の声を聴く気があるのかなのか、聴いて反映させていく考えがあるのかなのか、その点お聞かせください。

◆吉野恭介委員長 米田参事。

○米田亜希子協働推進課参事 協働推進課、米田でございます。その点につきましては、いろいろな事業を行っていく中で、子供さん、あるいは一緒に利用しておられる保護者に対して、アンケートっていうようなことで、皆さんの感想であるとか要望等を拾い上げていって、それを、また次の事業に生かすような形で、公民館で共有して生かすようなことを考えているところで。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 子供からの意見や声の聴き方っていうのは、いろいろね、やり方は工夫していただきたいと思うんですけど、資料の目的に、さっき雲坂委員も言われた、子供の自己肯定感とか、あと、支援が必要な子供たちを早期に発見してね、必要な機関につなげていくとか、そういうことが書かれてあったので、ちょっと私は単純に、スペースを、空間を提供する居場所を、勝手に想像してたんですけれども、やっぱりこういう目的があるので、さっきからすごく出てた、職員に対する負担だとか、いろいろ云々かんぬんに関わってくるんですけれども、その子供のね、例えば1回アンケートを取ったからいいみたいな話ではなくて、日頃から、例えば見守りしてる人たちが、邪魔にならない程度に、子供たちをよく見るというか、気にかけるというか、すごくそれって、プロとしての、何ちゅうかな、そういうのに関わってくるところが出てくるのかなあと。だから、さっき研修だとか、いろいろ話がありましたけれども、その辺り、目的にこういうことが掲げてある以上は、関わる人っていう資質というのか、それ

ってというのは大事になってくるのかなと私は思います。本当に私、空間を提供するぐらいしか思っていなかったのも、だから、これだけ、本当に位置づけてやろうということなので、しっかりとやっていただきたいし、子供の声をぜひ、いろいろな角度から聴いていただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでした。そのほかありますか。米村委員。

◆米村京子委員 すみません、また、後戻りみたいなことになりますけども、町内会とか自治連のことについてですけども、ここで疑問なのが、今は町内会、自治連のことを取り上げられましたが、現実にはマンションの管理組合ができてるんですよ。そういうところとの、住民との関連性ね、やっぱり町内だけでくくれるような問題でなくなってきたって部分もあるっていうことを、承知しといていただけたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

◆吉野恭介委員長 御意見でした。そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 24ページの総合窓口管理事務費について伺いたいと思います。説明のときには、この補正は令和7年～令和9年の3年間の賃上げだということの説明でしたけれど、それで間違いがないかどうか1点目、あわせて、この窓口の時間を短縮するということが出てたと思います。とすると、それとの関連で、この内訳がどうなってるのか、これを教えてください。2点です。

◆吉野恭介委員長 田渕課長。

○田渕康修市民課長 市民課、田渕です。まず1点目、このたびの補正につきましては、3年間の賃上げというものではございません。このたびの補正につきましては、まず令和8年度分の賃上げに該当するものであります。あわせて、このたび債務負担行為のほうを提出のほうさせていただいております。こちらのほうが令和9年度分に該当いたします。ですので、このたびは変更契約ということで考えていますのが、令和8年度と令和9年度分というところで考えているところでございます。

それから、窓口の時間短縮との関係でございます。このたびの補正につきましては、あくまでも最低賃金の上昇に伴うものでございますので、窓口の短縮の部分とは、全くこの部分につきましては加味しておりません。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。私の覚え間違いだったら悪いので、もう一度、お尋ねをします。時間短縮を始めるのは、いつからの予定でしたか、確認させてください。

◆吉野恭介委員長 田渕課長。

○田渕康修市民課長 市民課、田渕です。このたびの時間短縮、窓口の時間短縮につきましては、令和8年11月30日から開始いたしまして、翌年の6月25日までになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 とすれば、R8年、R9年について、このたびの補正はR8年度、そして債務負担行為でR9年度が上がってるというような、こういう今説明でした。とすると、この人件費は、最低賃金の上乗せということでしたけれど、その予算要求をするときに、最低賃金の上乗せと併せて、時間を掛けて、人数分を掛けてという、そういう積算をするのではないかと思います。

うんですけれど、その積算を経て、今の金額になってるのかどうなのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 田渕課長。

○田渕康修市民課長 市民課、田渕です。このたびの金額につきましては、あくまでも業務委託になっておりますので、それぞれのスタッフの方の賃金というものを、鳥取市のほうで把握しているものではございません。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 業務委託だということで、その賃金については、その分は上げたけれど、あとは、委託業者が考えることだと、こういう理解でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 田渕課長。

○田渕康修市民課長 市民課、田渕です。そうですね、あくまでも、時間単価につきましては、繰り返しになりますけれども、市が管理するものではないといったところでありますので、金額のほうにつきましては把握しておりませんが、このたびは最低賃金の引上げということを踏まえまして、その影響額ということで、事業者さんと協議をした上で、その最低賃金によります追加的な負担部分について、このたび補正を上げさせていただいているところであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 時短となって、ある部分、説明は分かったんですね。例えば、朝の早い時間だとか終了の時間に、利用者が本当に少ないというこういう状況をもって、そして市の職員の負担感をなくすという、こういうことをもってということで決断をされたということですが、何か市民サービスが、感覚で言うのですよ、減っていくのに、業務委託は変更がないのかというような、ちょっとこう違和感がありまして、その業務委託ということで、何年契約ということになってるでしょうから、その辺の変更ができないのかもしれませんが、業務が時間短縮をされた分が、その業務のほうに、どんなふうにか生かされていくのかというようなことをね、何となくちょっとこう、やっぱり市として、しっかりその業者のほうと話をしてもらえたらありがたいなと思ったところです。何かすっきりしませんけど、以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 さっき最低賃金の話が出ましたが、これ、業者のほうに委託というのは、要するに賃金が何ぼだという、さっき人件費の話じゃないんだけど、市としては、最低賃金が、その雇用する人の人件費という計算にしろられるわけですね。だから、受けるほうは、最低賃金があるけども、ほかのところから持ってきて、職員については、そこで働いてる職員さんについては、上げるのは、そっちは受けた業者なんだけど、市としての責任は、人数掛ける最低賃金掛ける、勤務時間という形のものを1つのくくりとして出しとるって話ですか。

◆吉野恭介委員長 田渕課長。

○田渕康修市民課長 市民課、田渕です。繰り返しになりますが、あくまでも業務委託ですので、それぞれの賃金については、経営者側の判断ということになりますので、うちのほうで、個別のスタッフの方の賃金単価というものを把握しているものではございません。

ただ、事業者側につきましては、賃上げも上昇を見込んだ上での、今回3年間の契約という

こととしておりますので、その中で、全国的にも、この最低賃金の上昇というのは生じておりますので、その上で、予測することが困難な最低賃金の上昇があったということでの、このたびはその影響額について、補正のほうさせていただいてるというものでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かったような分からないような話だけど、確かにね、当初の契約するときに、例えば5年契約で、5年間で幾らですよという、それを提案して、事業者のほうに、じゃあこれでいきましょうという契約になると思うんで、そのときの、もともとの人件費ですね、これの積算は、さっき言った、多分それはそれでまたあるんだろうと思うんだけど、結果として、最低賃金が上がったから、最低賃金分の、例えば5円上がった、10円上がった分の掛ける時間と人数掛けたやつが、この数字になってるんだろうと思うんだけど、元のその積算っていうのは、どういう積算しておられる、つかみの話になるんだろうけども。

最初の契約の折にですね、要するに、人件費として、これだけのもんは入れてますと。それが、まさか最低賃金ではないと思うんだけど、ただ、最低賃金が上がったから、後のさじ加減は、業者がその時給何ぼ払ってるかっていうのは、業者の判断なんだ。だから、市のほうとしては、仮に、その業者が最低賃金をその従業員に払ってても、市としてはこれだけの分を上乗せしましたんで、それだけの保障は、市としてはしてますよという格好で、ある面例えば、市の責任というもんは、もうこれで果たしたということに多分なるだろうというふうに思うんだけど、もともとのその、従業員の給与っちゅうか人件費な、それが掛ける、1人当たりが、今の最低賃金が1,030円か、40円ぐらいか。まさか1,040円で、掛ける人数はしてないだろうと思うんだけど、その確認ですね。

◆吉野恭介委員長 蔵増部長。

○蔵増祐子市民生活部長 すみません、今の見積りがどうかっていうのは、担当課のほうを確認をさせていただきますけれども、そもそも、この窓口の委託をするときに、3年間の委託をしているわけですが、プロポーザルで業者を選定しているところでございます。プロポーザルをするときに、これだけの委託料で、何人役、この窓口業務には何人役必要ですってことで、こちらは、こういう業務をしていただきますっていうのを示させていただいて、プロポーザルで手を挙げていただいた業者で、選定をさせていただいているところなんですけれども、こちらが見込んだ、その何人役っていうのはあるんですけども、その金額と、業者さんが見込んだ、何人役はそのままだろうと思いますけども、幾らかっていうのは、業者さんの中でどういうふうにしておられるか、この委託料の中には、消耗品費なども含まれておりますので、全部が全部が、全てが人件費ということではないであろうというふうに考えております。その辺りで、課長のほうも申し上げておりましたけれども、この委託している費用の中で、今受けておられる業者さんが、どのように窓口の運営をしていただいているかっていうのが、業者さんの内部の話ですので、こちらでは、はかりかねるところがありますので、その辺りについてはお答えがしかねるという部分があるんじゃないかと思っておりますし、そもそもの見積りをしていただく中にも、最低賃金の上昇っていうのも、そもそものは見込んであったわけです。これまでは、その賃金の上昇があっても、3年間の、そもそもの総額の委託料っていうのは変わ

ってなかったわけなんですけども、近年の想定をしている以上の賃上げっていうのが出てきたことによって、受けておられる委託業者さんのほうも、相談をしてこられたというところもございます。そういうような事情もありましたので、想定を上回るような上昇分っていうことで積算をしたんだというふうには認識をしておりますので、御理解をいただければと思います。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。さっき言った業者の見積りと、市の見積りっていうか、多分相違があるだろうから、逆に言うと、市の見積りよりも、業者の見積りのほうが上回るっていうことになる、そういう契約にはならんわけだ。だから、市の見積りは、人件費がどれぐらいってこと多分見積もってると思うんだけど、それより下で、恐らく契約しとるということになったときに、さっきの話で、最低賃金の話あるんだけど、要するに、そこの職員っていうかね、それが、その賃金圧迫みたいな形になっても困るわけだから、そのことはちょっと心配してるということなんです。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 重複してたら、すみません。同じく、事業別概要 24 ページ上段の総合窓口管理事務費ですけれども、この 500 万余のその根拠、計算式教えてください。

◆吉野恭介委員長 田淵課長。

○田淵康修市民課長 市民課、田淵です。まず、人件費分といたしまして、常勤のスタッフの方が 277 万 4,000 円、それからパートの方が 88 万 7,000 円、それから処遇改善といたしまして、これは、いわゆる管理職の手当、それからボーナスに該当するものでございます、それが 91 万 9,000 円、社会保険料が 45 万 2,000 円、合計しまして 503 万 2,000 円となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほど、坂根委員からの質問で、その御回答が、時間短縮分は加味していないんだという御回答だったと思います。私も、この質問を書いております、今後、時間短縮分は減額、変更されるのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 田淵課長。

○田淵康修市民課長 市民課、田淵です。現行の契約につきましては、執行を通じまして実態を把握した上で、その範囲につきましては、委託業者さんのほうと相談、調整のほうをしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 契約に基づいて、今回も急激な上昇分、想定を上回るということで、協議されて変更されたと思いますので、時間短縮分もですね、鳥取市のほうから、しっかりと協議のテーブルに上げていただくように、上げていただく検討をお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 要望ということでした。浅野委員。

◆浅野博文委員 今ずっと議論になってますけど、確認ですけども、窓口業務の時短で短くなってるんですけども、職員さん、スタッフのほうの勤務時間は短縮になったんですか。多分なってないんじゃないかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田渕課長。

○田渕康修市民課長 市民課、田渕です。職員につきましては、何ら変更ございません。委託職員の勤務時間は、現状どおりです。ただ、今後、実態が変わってくれば、それは短縮になってくる可能性がございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 別件で、事業別概要 21 ページ下段、特定地域づくり推進事業費です。ここで、説明資料、資料1のほうの7ページですけれども、御説明があったと思いますけど、確認ですが、先進事例等ですね、国のアドバイザー、こういったことがあったと思いますけど、もう一度ここ、教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。今回のアドバイザーにつきましては、県内でもともと智頭のほうで、この事業の運営のほうに携わっておられる方で、なおかつ国のアドバイザーもしておられるということで、その方を今回、南部地域の組合のほうのアドバイザーとして入っていただくように計画はしているところでございます。あくまでも今の時点での計画ではございますけれども。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 智頭ということを知り漏れていたのか、なかったのか、ちょっとあれですけど、私は、東京にいる方がオンラインで、アドバイザー費用を、人件費をもらうのかなと思ってしまったものですから、そうじゃなくて、実際、国のアドバイザーである智頭在住の方が入っていただいて事業を行う予定だということで、内訳、アドバイザーのこの方の人件費等を多分おっしゃっていただいたと思いますけど、全体の事業の内訳、もう一度教えていただけますか。

○河上昌輝地域振興課長 すみません、少し時間いただいてよろしいでしょうか。確認をさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 じゃあ、調査お願いします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。今回の委託料の総額が260万7,000円というふうになっておりますが、こちらの内訳といたしましては、474時間の5,500円という形での積算をさせていただいております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほどの智頭在住のアドバイザーの方の、この分が委託料だということが確認できました。ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 委員会資料7ページで、今後のスケジュールということで、ぱっと書いてあるんですけど、今回6月定例会に、鳥取市の寄附金含めた予算が提案されたのは、このスケジュールでいくと、7月の事業認定申請、県に申請するときにお金も払わないといけないからということで、今回の提案になったということでよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。今回の寄附金の部分につきまして必要になり

ますのが、先ほど委員さんおっしゃられたとおり、県への事業認定申請、このときに必要になるということで、そちらに間に合うような形で上げさせていただいているものでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この事業は、委員会資料でいくと、まず、特定地域づくり事業協同組合なるものを設立するための手続があって、今度は、その協同組合がやる事業について、県のほうに申請を出す、併せて、派遣事業をするから、労働局にも届出をすると、そういうことでよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。委員さんのおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。最初に、創立総会5月27日と入っておりますのが、こちらは、あくまでも、その事業組合を組合法に基づいて行うものでございまして、その上で、6月4日、こちら、その事業組合のほうを認可が必要でございまして、こちら、県のほうに認可申請を行っているというふうに記載をさせていただいてるものでございます。

この事業組合自体の設立というものは、これを踏まえた上で、6月中というふうに入れておりますけれども、登記をされて、初めて組合が設立になるということになります。その上で、その時点では、あくまでも事業組合という形になりますので、今回の特定地域づくり事業というものが行えませんので、今度その特定地域づくり事業を行うための特定地域づくり事業協同組合として認定をいただくために、今後、県のほうに認定申請を行っていくというような流れになってまいります。それで、認定が取れましたら、今度は届出で、派遣事業ができてまいりますので、その上で、労働者派遣事業の届出を労働局のほうに行って、初めて事業が実施できるというふうになるものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 流れは分かりました。ありがとうございます。事業別概要書の事業の目的及び効果のところで、地域産業の後継者となる者の雇用を促進するというふうに書いてあるんですけども、この後継者となる者っていうところが、この特定地域づくり事業協同組合がされる事業と、どう関係がしてくるのかなと思うんですけど。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。この事業につきましては、今、人口が急減している地域で、そこで、それぞれの事業者だけでの仕事具合ではなかなか人を雇い入れることが難しいっていう中で、この組合として正規職員を雇用いたしまして、それぞれの組合員の方の仕事に就いていただくというような大まかな流れになってまいります。その時点で、その地域で、なかなか仕事をしていただける方がおられない、そういったところに対して、この事業で人を雇い入れることで、その地域産業の維持っていうものが図られていくと。あわせて、この制度自体が地域社会の維持っていうところにも重きを置いておりまして、それは、この組合自体が、地域の中小企業の方の集まった組合を設立しておりますので、その地域で人を雇用して、人を育てていって、地域の活動にも参画していただくようなことになってまいりますので、そこについては、当然、地域社会の維持にもつながってくるものというふうになっております。

以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 さっき言われたように、1つの事業体としては、一年中通して仕事が無かったりするので、幾つかの事業体が集まって、うまい具合に一年中通して仕事があるようにしていくと。そこに、よそからの人がね、来てくれればいいなあということで、だけど、雇用は協同組合だから、いろんな、組合員の中の事業所に、それぞれ行って仕事するには派遣でないとできないっていうことで、派遣事業っていうことになってると理解はするんですけども、国も、その事業者単位で見たら、年間通じた仕事が無くなって、だから、安定的な雇用にもつながらないし、一定水準の給料も出せないっていう課題があるから、こういう制度をね、つくったっていうことなのですけど、根本的な解決にはつながらないのではないかなと思うんですけど、その点はどうですかね。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。この事業で派遣される職員さんが、そこでのいろんな事業、いろんなお仕事を体験される形にはなっているかと思います。そこで、それによつてはもしかしたら、地域の一事業者の事業にかなり精通されてこれれば、今度は、そこがその方を雇い入れられるっていうことも、可能性としてはある事業になっております。そういったことから考えれば、どんどん外から人が入ってきていただいて、ここで雇用をされて、そこで地域の仕事を担っていただいて、その上で、よければ、そこに採用されていくっていうことでいけば、一つのつながりになってくるかなと。もう一つは、その地域に、そこに外から入ってこられる方が、人材がおられるということで、今、この人口減少が進んでいる中では、地域の担い手としても有効な施策になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。結局、その組合を構成している事業者のところに派遣をされていくということで、もともとというか、従来ある労働者派遣のね、やっぱり派遣っていうのは、問題があるっていういろいろ言われてるもので、今回のこの特定地域づくり事業協同組合におけるこの派遣事業ですよ、いわゆるその派遣、これについては、雇用された人が、いろいろあちこちに行くわけだけれども、その人の要望とかありますが、いろいろ、困ってることとか、そういったことは、どなたに相談をすることになるんでしょうかね。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。協同組合のほうにも、事務局体制っていうのは取る形にはなります。そこでは、当然に、その事業を行う組合の事務局となりますので、職員の雇用の部分についても、受け入れていくようなことになろうかと思いますし、最初のほうに副委員長さんのほうがおっしゃられておりました、仕事の内容っていうところも、募集の際にですね、ある程度、こういった業務っていう形でお示しした上で募集をさせていただくっていうことも、ミスマッチが起きないように、取組の一つにはなろうかと思います。

今回、雲坂委員さんのほうにもおっしゃっていただいた、アドバイザーも入っていただくよ

うにしておりますので、そういったところでも、必要なアドバイスっていうのは受けれるものかなというふうには感じてるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この協同組合が行う事業については、県が認定をするということになるわけですが、よその県では、こういうことで、認定基準だ、こういう認定基準ですっていうことを、ホームページで出しておられるんですけど、ちょっと私、鳥取県のは、よう見つけなかったんですよ、鳥取県の認定基準というものがね。それは、市のほうは分かっていますか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。認定の基準につきましては、こちらのほうも、法のほうには規定がありまして、先ほどあったような地区に関する基準であったり、あとは職員の就業条件への配慮ができていくかどうか、また、地域社会の維持、地域経済の活性化につながるような部分があるかというような基準であったり、あと、経理的な基準っていうものもでございます。そういった項目で見ていく形にはなりますけども、一部は県知事の裁量というところがございまして、そこについては、認定に当たりましては、市長の意見も付与できると、意見を聴くというふうにはなっておりますので、法では、そういったところも踏まえて、実施していけたらなというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 派遣労働法でいくと、例えば、派遣業務を行いたいという事業者があった場合は、これは認可になるのかな。3年間、3年更新ですよ。そういうふうになってるんだけれども、この特定地域づくり事業協同組合の場合は、その事業については、県が認定すると。10年間、10年たったら更新っていうね、それで派遣事業ができるっていうことになってるので、すごく、そこで働く人の権利だとか、そういう状況が、どんなふうに本当に守られていくのかなあっていう不安はあるわけですよ。

それで、さっきいろいろ認定基準の中で、経理的なことも言われましたけど、結局、労働者に、ちゃんと給料が払えるかっていう、それだけの資力があるかどうかっていうのも一応目安があって、これに、ちゃんと遵守しないと認可しませんよっていうのは、もともとあるけれども、この協同組合の場合は、あくまでも参酌基準ですから、遵守ではない、そこはね。だから、そういったときに、一体、あと県はどうやって認定するのか、どういうふうにこう判断するのかっていうのが全く分かんない中で、今回予算が出てるじゃないですか。

だから、私は、何で今回出たんですかって聞いたのは、そこなんですよね。こう、何ちゅうか、全くこう本当に分かんない、分かんない中で、やろうとしてることは分かりますよ。それから、本当に人手に困ってるっていうのも分かります。その地域の人たちが何とかしたいっていう思いも分かります。だからこそ、何か分かればのに、この予算ね、出てきて、お金を出すことにいいよっていうのは、なかなかこう言えんなあと私は思ってます。

少なくとも、よその都道府県は、認定基準出していたりとかしてるわけですよ、だから、何もかも、県が全部お金出してくれるんやったらいいですけども、そうじゃないわけなので、やっぱり、こういろいろ考えていく上での材料ね、情報提供、そういったことは、私は要るん

じゃないかなと思って、ずーっと、いろいろね、国の資料やらもこう見てるんですけど、1つ確認したいのは、委員会資料でいくと、5つの事業者さんが組合つくってやっていきますと。基本、この5つの事業者さんの仕事をね、うまい具合にローテーションなり、シフトを組んでやっていくと、そういう中身だけれども、それだけでは、どうも仕事が足りない場合は、この組合員以外の仕事も受け入れますよと、できますよということになっています。それが、全体の20%以内、超えては駄目だということだったと思うんですけど、それは、何から何に変わりましたか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。先ほど委員さんのおっしゃられてるとおり、組合員の利用に支障がない限りにおいては、員外への利用ができるというふうになっておりまして、ただ、そもそものこの目的自体は、組合員のための事業ということになりますので、本来でいけば、組合員に限られるものだというふうには思っているところでございます。

今回の7年3月に改正されたものにつきましては、員外利用の割合、これ上限、先ほど100分の20以内っていう形で、以内で利用が認められておりましたけれども、関係市町村に派遣する限りっていいですか、それに限っては総額の100分の50まで緩和されるというような形で、市町村への派遣の割合が広がったというような改正が行われたものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そのことが、直接鳥取市に大きく関わるとは、私自身は思っていない。本当にとっても小さな自治体で、大変なところを、人手不足でね、そういうところなのかなと思いますけれども、でも、それについても、国の役人は、人手不足である市町村での活用が想定されてるって、もうはっきり言ってるんですよ、国会で。

だから私、そのね、何だろうかなっていう、そういう隙間バイトじゃありませんけれども、本来はきっちりと手だてを取っていかなくてはならない、人材を確保していかなければならない市町村にも、何かこういう仕組みがね、本当にこう使われていくと、ますます、市町村の職員さんが増やされずに、っていうことにつながっていく制度なのかなと思ってもみたりしましたけれども、まあとにかく、その、働く。

◆吉野恭介委員長 副委員長、まとめてください。

◆伊藤幾子副委員長 はい、すみません。その働く人の労働環境といいますか、派遣という扱いで、ここを、私たち市議会として、何かチェックする仕組みってあるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。組合につきましては、事業年度の始まる前には、必ず計画書、予算書等を提出することが、県のほうに位置づけられておりますし、事業が終わりましたら、事業報告書及び収支計算書につきましても、都道府県知事には提出しなければならない、併せて補助金を出します市のほうにも、こちらと同じものを提出するように義務づけられておりますので、そういったところでは、こちらのほうで、不正的な取組がないかというようなことは、ある程度確認をさせていただくことができるかと思っております。

また、法律も、県のほうが認定の機関でございますので、管理っていいですか、何かしらあ

れば立入検査等もできるような権限もございますので、そういったところでは、問題が起きないようなことで進んでいければというふうには考えているとこでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 関連で、その事業についての質問をしたいと思います。21 ページの下段の事業の目的及び効果のところの2段落目に、また、地域外から担い手を雇用することでという、こういう表現があります。この特定地域づくり推進事業は、地区外からの、地域外からの雇用でないと進められないものなのかどうなのか、この質問の意図は、例えば、佐治地域であればですね、若者が佐治から出ないようにするために、佐治の企業を活性化していこうという、こういう考えもあるわけですね。とすると、その場合は認められなくて、この事業が進められないままなのかどうなのか、この仕組みのことについてが1点目。

2点目は、この補助金、寄附金なり補助金なりという今回の予算は、この事業を始める初年度のみなのか、これからも継続をしていくものなのか、この2点お願いします。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。1点目でございますけども、この事業の派遣する人材っていうものは、当然、移住の取組の一つにもなりますけれども、若者の定住という、委員さんがおっしゃられたとおり、そういった取組にもなっております。ですので、今回の人材につきましては、地区内に居住しておられる方、地区外から通勤される方、また高齢者の方、いずれでも、組合の派遣職員になるっていうことができるというものになっております。

2点目でございますけども、事業別概要でいきますと、①番、寄附金、②番、補助金、③番、委託料というふうに仕分けておりますけども、①番につきましては、これはもう設立年度ということになりますが、今年度限りの事業になってまいります。補助金、こちらにつきましては、運営に係る補助金となってまいりますので、毎年事業を行われた分の必要な額、2分の1については助成していくような仕組みになってまいります。もう一つ、委託料、この運営アドバイザーの部分につきましては、ちょっと様子を見てという形にはなってまいります。当然に役割が変わってくると思っております。初年度は、あくまでも、まだ佐治でスタートしておりますので、加入の組合員さんを増やしていくという、そういったところのアドバイス、もう一つは、その職員を採用していく、一番大きなところになってまいりますけれども、そういったところのアドバイスをいただくということで、設立に係る分が大きくなっていくかなというふうに思っておりますけども、2年度目以降は、運営の部分でいろいろ出てまいりますので、そういったところでアドバイスをいただければというふうには考えてるところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか、そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 先ほど、質問だけで意見を言ってなかったのがあれですけど、佐治・用瀬、特にですけども、ほかの新市域に、これまで手当てができてないという認識からすれば、この新しい事業ですね、とてもすばらしいことで、応援したいなと思ってます。特に、全額特別交付税措置とか、2分の1ですね、市に関しては2分の1 特別交付税措置とありまして、朝の総務のほうでも言ったんですけども、合併してから21年分の特別交付税の内訳、ルール分と総務省配分分、上杉委員さんのほうからも、毎年1月、市長が総務省に行って、しっかりPRを

して獲得をしてるという数字も、内訳を見たら増加傾向で、すばらしいことだなと。特に副市長のことも踏まえればですね、より即戦力になるということで、今後こういったことを、まず佐治で成功をするために支援拡充、特別交付金の交付の有利性もありますので、しっかりと、こういうところで拡大して、これまでできてなかった手当てをしていただいて、さらに、ほかの地域ですね、次のページに用瀬のことも書いてありますけれども、ほかの地域にも拡大していくような形でどうかと思いますけれども、要望と、それと、この考えをお聞かせいただきたいなと。ぜひ、総務の財務のほうとしながら、総務省配分分の増加に向けて連携していただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。この事業自体、運営費に、先ほどの特別交付税の関係もありますけども、運営費に対する補助金についても、鳥取県のほうが2分の1入れていただけるというような形で、ほかの、県内ではあんまり、こういった県がここに補助するというのも、やっておられるところが少ない事業になっております。そういったところでいけば、市の持ち出しというのは少ない事業になっておりますので、これを十分、上手に生かして取り組んでいきたいと思っておりますし、これを成功事例といたしまして、広がるようなことであれば、ありがたいかなというふうには考えております。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 特別交付税措置がありますので、しっかり拡大をしていただいて、これまで手当てできてなかった分、しかも、この組合数の内訳見ると、本当に中核的に仕事をつくれる能力を持った方々ばかりだと思いますので、ぜひ支援拡充といいますか、事業拡大ができるような支援手当てを検討いただきたいと思います。

続けていいでしょうかね。

◆吉野恭介委員長 質疑を中心をお願いします。

◆雲坂 衛委員 22 ページ上段、次ですけど、グリーンツーリズム推進事業費、この民泊、これ、用瀬のほうですね。民泊施設の整備ってということで、まき風呂ということがありましたけれど、これは何件分なんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。1 件分になります。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今後拡大していく見込みといいますか、計画とか要望とかあるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。いろいろ相談等は受けておりますけれども、具体的な事業が決まりましたら、こういった形で議会のほうに御提案をさせていただいて進めていくという形にはなってまいります。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 要望ですけども、ぜひ、先ほども同様ですけども、手当てできてなかった分、しっかりと、こういったことも丁寧に聞き取って、拡充、検討をよろしくお願いします。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですね。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回の補正予算の中の、先ほども意見言いました、特定地域づくり推進事業費、それについては、賛成はできません。その地域の状況だとか、事業者さんの思いとか、よく分かります。けれども、派遣になっちゃうんですね、この労働者の方が。組合には直接雇用で、組合の正規職員だけれども、実際の業務というのは、派遣ということで、派遣というのは、やはり私は、その労働者を本当に守っていくためのいろんなガイドラインだったり、法律だったり、そういったものをもっとちゃんとしないといけないと思ってるので、ちょっと今回、そういう派遣事業に当たるということで、賛成はできません。

総務省のほうで、これは令和6年度の分なんですけれども、年に2回ですかね、いろいろこう報告を上げてきてもらって、いろいろ集計されてるんですけども、その令和6年度、この協同組合をね、されてるところで、給料ですね、賃金はどうなのかっていうのを調べられたんですよ。平均で、月に19万7,000円なんですよ。これを多いと見るのか、少ないと見るのかなんですけども、単純に、一般労働者の月額平均賃金が31万1,800円、令和6年ね。それに比べると、かなり低いので、やっぱりそういうところからも、労働者にとって、本当にどうなのかなっていうのはあります。以上、反対討論とします。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、賛成の立場で討論します。特にですね、中山間地域、人口減少が急速に進む中、もう高齢化も非常に進んでおる、そういった地域において、若い担い手を育てること、それから雇用を生み出すこと、こういったことによって、やはり持続可能な地域づくりということが、非常に重要でなってくるというように思っております。いろいろと問題等、それは経営するためには出てくる可能性もあるわけですけども、やはり考え方としては、持続可能な地域をつくっていく、こういったことから、私はこの事業は進めるべきだというふうに思っておりますので、賛成の立場で討論とします。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 同じく賛成の立場であります。今、派遣の事業だからというようなことの、そういったキーポイントで反対だということですけども、地元が果たして、そういう思いがあるのかなというふうに、それは、側面から見ればそうかもしれませんけれども、地元のその地域の発展のためには、今の言葉からすると、木を見て森を見ずというような形にしか思えないんでしてね。だから、これをクローズアップして、派遣事業をクローズアップして、それに反対をして、この事業そのものに反対だということは、私は、さっき議長がちょっと話をしてましたように、地域の活性化であったり、そういったもんについての持続発展を、ある面でいうと妨げる話になるわけですから、この事業については賛成いたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ありますか。よろしいですか。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 89 号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 89 号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第 89 号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は可決すべきものと、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 説明資料の 4 ページの地域コミュニティ除雪活動支援事業費ですけど、この申請が多かったということで、どのくらい多かったのか教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田でございます。昨年度、令和 7 年度の申請件数ですけども、全てで 354 件ございました。令和 6 年度が 268 件でございます。昨年度と比べても多い数字でございますし、制度始まって最高の件数となった次第でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

以上で、市民生活部を終わります。執行部の皆さんは御退室ください。ありがとうございました。

【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 それでは、出納室、市議会に入ります。

まず初めに、山根会計管理者、一村局長より御挨拶をいただきたいと思います。山根会計管理者。

○山根康子郎会計管理者兼出納室長 会計管理者の山根でございます。本日の委員会では、御審議いただきますのが、先日6月17日の委員会で御説明をいたしました、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算の出納室と市議会事務局の2件となっております。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 一村事務局長。

○一村泰志市議会事務局長 お疲れのところ、本日は、議案第75号一般会計補正予算の御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、各種委員会を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

【その他】

意見書の提出について

◆吉野恭介委員長 それでは、その他に入りたいと思います。まず、委員会提出議案の協議に入ります。委員会で採択となりました、令和8年請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願

の意見書をお手元に配付していると思います。委員会提出議案として提出してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 御異議なしと認めましたので、このとおり提出させていただきます。

委員会視察報告書について

◆吉野恭介委員長 次に、委員会視察報告についてであります。前回の委員会で、視察報告書の案を皆様にお配りしておりますが、案のとおり議長に提出してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 異議なしということで、このとおり提出させていただきます。

次に、視察報告の議会だより原稿について、案をお手元にお配りしております。文面と掲載写真について、案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 異議なしと認め、議会だよりの原稿とさせていただきます。

その他、皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なければ、以上で総務企画委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後３時４分 閉会

令和 8 年 6 月定例会 総務企画委員会

(議案審査)

日時：令和 8 年 6 月 2 5 日 (木)

午前 1 0 : 0 0 ~

場所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 2 号)【所管に属する部分】

議案第 79 号 鳥取市税条例の一部改正について

議案第 80 号 鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

議案第 88 号 鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 2 号)【所管に属する部分】

議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 2 号)【所管に属する部分】

議案第 89 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

出納室

市議会

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 2 号)【所管に属する部分】

その他

意見書の提出について

委員会視察報告書について